

職員の給与等に関する報告及び勧告

平成30年10月

岩手県人事委員会



人委職第141号

平成30年10月11日

岩手県議会議長 佐々木 順 一 様

岩手県知事 達 増 拓 也 様

岩手県人事委員会

委員長 熊 谷 隆 司

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望します。

目 次

別紙第1 報告	1
I はじめに	1
II 職員の給与に関する事項	1
1 職員の給与決定に関する基礎的諸条件	1
(1) 職員の給与等の状況	1
(2) 民間給与の調査	6
(3) 物価及び生計費	7
2 職員の給与水準	7
(1) 職員給与と民間給与との比較	7
(2) 本県と国及び他の都道府県との給与比較	9
3 人事院の給与等に関する報告及び勧告	9
4 本年の給与改定	15
(1) 給料表	15
(2) 初任給調整手当	15
(3) 宿日直手当	15
(4) 期末手当・勤勉手当	16
5 給与制度の改正等	16
(1) 獣医師の処遇改善	16
(2) 住居手当	17
III 公務運営に関する事項	18
1 人材の確保及び育成	18
(1) 有為な人材の確保	18
(2) 人材育成	19
2 働き方改革と勤務環境の整備	20
(1) 長時間勤務の解消	20
(2) 両立支援の推進	21
(3) 心身の健康管理	23
(4) ハラスメント対策	23
3 高齢層職員の能力及び経験の活用	24
4 会計年度任用職員制度導入への適切な対応	25
IV おわりに	26
別紙第2 勧告	27
附属資料	

報 告

I はじめに

人事委員会は、地方公務員法に基づき、中立かつ専門的な人事機関として、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し調査研究を行い、その結果を報告するとともに、講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に対し勧告することとされている。

この勧告は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、社会一般の情勢に適応した、適正な職員の給与、勤務時間その他の勤務条件を確保する機能を有するものである。

このため、本委員会は職員の給与の実態を把握するとともに、民間事業所従業員の給与、生計費などを調査研究し、必要な検討を行ったので、その結果を報告する。

II 職員の給与に関する事項

1 職員の給与決定に関する基礎的諸条件

本委員会は、例年、職員（一般職の職員の給与に関する条例、市町村立学校職員の給与等に関する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員をいう。）の給与についてその実態を把握するとともに、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業所における従業員の給与並びに物価及び生計費等職員の給与を決定するために必要な基礎的諸条件について調査研究を行っているが、本年の概要は、次のとおりである。

(1) 職員の給与等の状況

本年4月1日現在における「職員給与実態調査」によると、職員の給与等は、次のとおりとなっている。

ア 職員数及び平均年齢等

職員の総数は17,660人であり、昨年17,726人に比べ66人（0.4%）の減少となっている。給料表別に主なものをみると、教育職給料表(2)適用者（小中学校等の教育職員）で118人の減少となっている。

給 料 表 別 職 員 数

区 分	平成30年 4 月	平成29年 4 月	比 較 増 減	区 分	平成30年 4 月	平成29年 4 月	比 較 増 減
全 給 料 表	17,660人	17,726人	△66人	研 究 職 給 料 表	193人	191人	2人
行 政 職 給 料 表	4,557	4,487	70	医 療 職 給 料 表 (1)	19	21	△2
公 安 職 給 料 表	2,104	2,114	△10	医 療 職 給 料 表 (2)	125	124	1
教 育 職 給 料 表 (1)	3,374	3,385	△11	医 療 職 給 料 表 (3)	99	97	2
教 育 職 給 料 表 (2)	7,189	7,307	△118				

- (注) 1 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（再任用職員）並びに一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第3条の規定により採用された職員（任期付研究員）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条から第4条までの規定により採用された職員（任期付職員）は、含まれない（以下同じ）。
- 2 市町村立学校職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員にあつては、同条例における教育職給料表は教育職給料表(2)に、医療職給料表は医療職給料表(2)にそれぞれ読み替えている。

次に、職員の平均年齢は43.8歳で、昨年に比べ0.1歳低くなっており、最も高いのは医療職給料表(1)適用者（医師等）の48.6歳、最も低いのは公安職給料表適用者の38.2歳である。

給 料 表 別 平 均 年 齢

区 分	平成30年 4 月	平成29年 4 月	比 較 増 減	区 分	平成30年 4 月	平成29年 4 月	比 較 増 減
全 給 料 表	43.8歳	43.9歳	△0.1歳	研 究 職 給 料 表	42.5歳	42.8歳	△0.3歳
行 政 職 給 料 表	41.6	41.9	△0.3	医 療 職 給 料 表 (1)	48.6	46.8	1.8
公 安 職 給 料 表	38.2	38.4	△0.2	医 療 職 給 料 表 (2)	43.3	44.2	△0.9
教 育 職 給 料 表 (1)	44.4	44.2	0.2	医 療 職 給 料 表 (3)	42.3	41.9	0.4
教 育 職 給 料 表 (2)	46.6	46.7	△0.1				

また、年齢階層別にみると、職員数が最も多いのは50歳から54歳までの3,413人、次いで多いのは45歳から49歳までの3,258人である。

年 齢 階 層 別 職 員 数 及 び 構 成 比

区 分	平成30年 4 月		平成29年 4 月		比較増減	
	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
計	17,660人	100.0%	17,726人	100.0%	△66人	－%
19歳以下	106	0.6	102	0.6	4	0.0
20歳～24歳	1,052	6.0	928	5.2	124	0.8
25歳～29歳	1,463	8.3	1,357	7.7	106	0.6
30歳～34歳	1,252	7.1	1,277	7.2	△25	△0.1
35歳～39歳	1,729	9.8	1,809	10.2	△80	△0.4
40歳～44歳	2,289	13.0	2,512	14.2	△223	△1.2
45歳～49歳	3,258	18.4	3,328	18.8	△70	△0.4
50歳～54歳	3,413	19.3	3,408	19.2	5	0.1
55歳以上	3,098	17.5	3,005	16.9	93	0.6

イ 平均給与月額

行政職給料表適用者の本年4月における平均給与月額は、356,679円となっており、また、警察官、教員、医師等を含めた職員全体の平均給与月額は、394,779円であり、昨年に比べ行政職給料表適用者では3,115円（0.9%）、職員全体では2,072円（0.5%）の減少となっている。

給 料 表 別 平 均 給 与 月 額

区 分	平成30年 4 月 (A)	平成29年 4 月 (B)	比較増減 (A-B)	比率 (A-B) /B×100
全 給 料 表	394,779円	396,851円	△2,072円	△0.5%
行政職給料表	356,679	359,794	△3,115	△0.9
公安職給料表	348,543	349,245	△702	△0.2
教育職給料表(1)	414,359	413,733	626	0.2
教育職給料表(2)	423,674	425,744	△2,070	△0.5
研究職給料表	378,995	383,173	△4,178	△1.1
医療職給料表(1)	827,223	832,050	△4,827	△0.6
医療職給料表(2)	370,917	376,137	△5,220	△1.4
医療職給料表(3)	343,816	342,406	1,410	0.4

(注) 給与月額は、給料月額（平成28年切替えに伴う経過措置額を含む。）に給料の調整額、教職調整額等、扶養手当、給料の特別調整額、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特勤勤務手当等、へき地手当等及び寒冷地手当を加えた額である（次表において同じ。）。

なお、職員の給与は、給与条例等の附則により、給料の特別調整額等について平成17年4月1日から平成31年3月31日までの間、減額措置が行われている。この減額措置がないものとした場合、本年における行政職給料表適用者の平均給与月額、356,905円となっており、また、職員全体の平均給与月額は394,909円であり、昨年と比べ行政職給料表適用者では3,107円(0.9%)、職員全体では2,070円(0.5%)の減少となっている。

給料表別平均給与月額（減額前）

区 分	平成30年4月(A)	平成29年4月(B)	比較増減(A-B)	比率(A-B)/B×100
全 給 料 表	394,909円	396,979円	△2,070円	△0.5%
行政職給料表	356,905	360,012	△3,107	△0.9
公安職給料表	348,624	349,325	△701	△0.2
教育職給料表(1)	414,417	413,791	626	0.2
教育職給料表(2)	423,788	425,860	△2,072	△0.5
研究職給料表	379,230	383,414	△4,184	△1.1
医療職給料表(1)	828,284	833,130	△4,846	△0.6
医療職給料表(2)	371,047	376,254	△5,207	△1.4
医療職給料表(3)	343,816	342,406	1,410	0.4

ウ 平均経年数

職員の平均経年数は22.0年で、昨年と比べ0.1年短くなっており、最も長いのは教育職給料表(2)適用者（小中学校等の教育職員）の24.2年、最も短いのは公安職給料表適用者の17.7年である。

給料表別平均経年数

区 分	平成30年 4月	平成29年 4月	比 較 増 減	区 分	平成30年 4月	平成29年 4月	比 較 増 減
全 給 料 表	22.0年	22.1年	△0.1年	研究職給料表	19.8年	20.1年	△0.3年
行政職給料表	20.8	21.1	△0.3	医療職給料表(1)	23.5	22.7	0.8
公安職給料表	17.7	17.8	△0.1	医療職給料表(2)	20.3	21.1	△0.8
教育職給料表(1)	21.8	21.6	0.2	医療職給料表(3)	20.1	19.8	0.3
教育職給料表(2)	24.2	24.3	△0.1				

エ 性別構成

職員の性別構成比は、男性60.4%、女性39.6%であり、昨年に比べ女性の割合は0.4ポイントの増加となっている。

給料表別性別職員数及び構成比

区 分	平成30年 4 月				平成29年 4 月				比較増減			
	男 性		女 性		男 性		女 性		男 性		女 性	
	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
全 給 料 表	10,674	60.4	6,986	39.6	10,773	60.8	6,953	39.2	△99	△0.4	33	0.4
行政職給料表	3,296	72.3	1,261	27.7	3,279	73.1	1,208	26.9	17	△0.8	53	0.8
公安職給料表	1,926	91.5	178	8.5	1,941	91.8	173	8.2	△15	△0.3	5	0.3
教育職給料表(1)	1,988	58.9	1,386	41.1	2,008	59.3	1,377	40.7	△20	△0.4	9	0.4
教育職給料表(2)	3,237	45.0	3,952	55.0	3,310	45.3	3,997	54.7	△73	△0.3	△45	0.3
研究職給料表	136	70.5	57	29.5	138	72.3	53	27.7	△2	△1.8	4	1.8
医療職給料表(1)	16	84.2	3	15.8	19	90.5	2	9.5	△3	△6.3	1	6.3
医療職給料表(2)	69	55.2	56	44.8	71	57.3	53	42.7	△2	△2.1	3	2.1
医療職給料表(3)	6	6.1	93	93.9	7	7.2	90	92.8	△1	△1.1	3	1.1

オ 学歴別構成及び修学年数

職員の学歴別構成比は、大学卒77.1%、短大卒4.8%、高校卒18.1%、中学卒0.0%（0.02%）であり、昨年の学歴別構成比に比べ大学卒は増加、高校卒は減少、短大卒及び中学卒は横ばいとなっている。

また、平均修学年数は、15.2年となっている。

学 歴 別 構 成 及 び 平 均 修 学 年 数

区 分	平成30年 4 月		平成29年 4 月		比較増減	
	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
大 学 卒	13,618人	77.1%	13,648人	77.0%	△30人	0.1%
短 大 卒	836	4.8	853	4.8	△17	0.0
高 校 卒	3,202	18.1	3,220	18.2	△18	△0.1
中 学 卒	4	0.0	5	0.0	△1	0.0
平均修学年数	15.2年		15.2年		0.0年	

(2) 民間給与の調査

職員給与と民間給与との精確な比較を行うため、人事院と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所486（母集団事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した155の事業所を対象に、「平成30年職種別民間給与実態調査」を実施した。調査では、公務の職種と類似すると認められる事務・技術関係、教育関係、医療関係等76職種の4,109人について、本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等を実地に調査した。

また、各企業における給与改定の状況等について、調査を実施した。

「職種別民間給与実態調査」の調査完了率は、民間事業所の理解を得て、92.3%と極めて高く、調査結果は、県内民間事業所の給与の状況を反映したものとなっている。

【参考】

本県における層化無作為抽出法による調査対象事業所の抽出について

- 1 県内に所在する事業所を組織、規模、産業により10層のグループに区分する。(層化)
- 2 層の中から無作為に事業所を抽出する。(無作為抽出)

ア 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で15.1%、高校卒で12.2%となっている。そのうち初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で68.2%、高校卒で69.6%となっており、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で192,778円、高校卒で155,705円となっている。

(附属資料 第17表及び第18表 参照)

イ 給与改定の状況

ベースアップを実施した事業所の割合は一般の従業員で46.0%、課長級では41.4%となっており、ベースアップを中止した事業所の割合は一般の従業員で6.9%、課長級では6.4%、ベースアップの慣行のない事業所の割合は一般の従業員で47.1%、課長級では52.2%となっている。

また、定期昇給を実施した事業所の割合は、一般の従業員で94.2%、課長級では86.6%となっている。

給 与 改 定 の 状 況

項目 役職段階	定期昇給制度あり				定期昇給 制度なし
	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし	
係 員	46.0%	6.9%	0.0%	47.1%	
課 長 級	41.4%	6.4%	0.0%	52.2%	

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計したものである。

定 期 昇 給 の 実 施 状 況

項目 役職段階	定期昇給制度あり						定期昇給 制度なし
	定期昇給実施	定期昇給実施			定期昇給 中 止		
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	94.2%	94.2%	16.2%	2.4%	75.6%	0.0%	5.8%
課 長 級	88.2%	86.6%	13.8%	2.4%	70.4%	1.6%	11.8%

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計したものである。

(3) 物価及び生計費

総務省統計局の調査による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べて盛岡市では0.8%、全国では0.6%それぞれ上昇している。

総務省統計局の家計調査を基礎として本委員会が算定した本年4月における盛岡市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ186,790円、231,630円及び276,450円となっている。

(附属資料 第23表及び第24表 参照)

2 職員の給与水準

(1) 職員給与と民間給与との比較

職員給与は、民間事業所における従業員の給与を広く把握し、民間給与の水準をより適切に反映させることとしている。

ア 月例給

給与は、一般的に、職種を始め、役職段階、学歴、年齢等の要素に応じてその水準が定まっており、これらの要素が異なれば給与水準も異なることから、職員給与と民間給与を比較する場合、両者の単純な平均値で比較することは適当でなく、給

与決定要素を合わせて比較（同種・同等比較）することとしている。

本年の職員給与と民間給与の較差（公民較差）については、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあつては行政職給料表適用者、民間にあつてはこれに類似する職種の者について、責任の度合、学歴、年齢等が同等と認められる者同士の本年4月分の給与を対比し、職員の人員構成で加重平均するラスパイレス方式により精密に比較を行った。その結果、給料の特別調整額の減額措置がないものとした場合、職員給与が民間給与を1人当たり平均609円（0.17%）下回っていた。

なお、減額措置後では、職員給与が民間給与を1人当たり平均837円（0.23%）下回っていた。

職 員 給 与 と 民 間 給 与 と の 較 差

公 民 比 較 給 与		較 差 (A) - (B)	
民 間 (A)	職 員 (B)	較 差 額	較 差 率
358,823 円	358,214 円 (357,986 円)	609 円 (837 円)	0.17 % (0.23 %)

- (注) 1 職員の比較給与種目は、給料月額（平成28年切替えに伴う経過措置額を含む。）、給料の調整額、扶養手当、給料の特別調整額、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特地勤務手当等、へき地手当等及び寒冷地手当である。
- 2 () 内は、給与条例附則の規定による給料の特別調整額の減額措置後の数値である。

【参考】

ラスパイレス方式による公民較差の算出方法について

個々の職員に役職段階、学歴、年齢階層を同じくする民間事業所従業員の平均給与額を支給した場合に要する支給総額(A)と、実際に支給されている職員給与の支給総額(B)とを比較して、どの程度の差があるか算出するものである。

なお、算出方法の違いにより、行政職給料表適用者の平均給与月額(Ⅱの1の(1)のイ)及び民間事業所従業員の平均所定内給与月額(Ⅱの2の(1)のイ)とは異なるものである。

$$\text{公民較差}(\%) = (A - B) / B \times 100$$

イ 特別給

民間事業所における特別給の支給割合（月数）を算出し、これを職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数と比較した。

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、平均所定内給与月額の4.44月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数（4.35月分）が民間事業所の特別給の年間支給割合を0.09月分下回っている。

民間における特別給の支給状況

項	目	金額等
平均所定内給与月額	下半期（A1）	340,197 円
	上半期（A2）	339,197 円
特別給の支給額	下半期（B1）	771,534 円
	上半期（B2）	736,077 円
特別給の支給割合	下半期（B1/A1）	2.27 月分
	上半期（B2/A2）	2.17 月分
	計	4.44 月分

（注） 下半期とは平成29年8月から平成30年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間である。

(2) 本県と国及び他の都道府県との給与比較

平成29年4月における行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員の俸給を100とし、本県の行政職給料表適用者の給料の月額と比較したラスパイレス指数は99.1となっている。

国家公務員及び他の都道府県職員との比較

区分	本県職員	国家公務員	都道府県職員 (全国平均)	東北他県職員 (5県職員)
ラスパイレス指数	99.1	100.0	100.2	98.0～101.5

（注） ラスパイレス指数とは、行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員の俸給とこれに相当する地方公共団体職員の給料の月額を、学歴別、経験年数別によるラスパイレス方式により国を100として比較したもので、平成29年4月1日現在の総務省公表値である（平成30年4月の指数は未公表）。

3 人事院の給与等に関する報告及び勧告

人事院は、本年8月10日に、国会及び内閣に対し、「職員の給与に関する報告及び職員の給与の改定に関する勧告」を行うとともに、「公務員人事管理に関する報告」を行った。

また、これに併せて、「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を行った。

その概要は、次のとおりである。

給 与 勧 告 の 骨 子

I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

(現行の民間給与との比較方法等)

- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値ではなく、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素を合わせて比較することが適当
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業は部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約 12,500 民間事業所の約 53 万人の個人別給与を実地調査 (完了率 88.2%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与額を比較

○民間給与との較差 655 円 0.16% [行政職(一)…現行給与 410,940 円 平均年齢 43.5 歳]
[俸給 583 円 はね返り分(注) 72 円]

(注)俸給の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.46 月 (公務の支給月数 4.40 月)

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験(大卒程度)、一般職試験(大卒程度)及び一般職試験(高卒者)に係る初任給を1,500円引上げ。若年層についても1,000円程度の改定。その他は400円の引上げを基本に改定(平均改定率0.2%)

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は改定なし)

(2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.40 月分→4.45 月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6 月期	12 月期
30年度 期末手当	1.225 月 (支給済み)	1.375 月 (改定なし)
勤勉手当	0.95 月 (支給済み)	0.95 月 (現行0.90月)
31年度 期末手当	1.30 月	1.30 月
以降 勤勉手当	0.925 月	0.925 月

【実施時期】

- ・月 例 給：平成 30 年 4 月 1 日
- ・ボーナス：法律の公布日

3 その他

(1) 宿日直手当

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定

(2) 住居手当

受給者の増加の状況を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、公務員宿舎使用料の引上げも考慮して、必要な検討

公務員人事管理に関する報告の骨子

国民の信頼回復と職場の活性化に向けて人事管理の観点から取り組み、多様な有為の職員が高い倫理観・使命感を持って国民のために職務に精励する公務職場の実現に努力

1 国民の信頼回復に向けた取組

(1) 研修等を通じた倫理観・使命感の醸成

行政研修等において職業公務員として守るべき行動規範の認識を再度徹底。倫理に係る研修教材の作成・配布や啓発活動を着実に実施。幹部職員を対象に役割を再認識させる研修を実施

(2) セクシュアル・ハラスメント防止対策

外部の者からのセクハラに関する相談窓口を設置することとともに、課長級職員・幹部職員への研修の義務化、新たな研修教材の作成等セクハラ防止に必要な対策を検討・措置

(3) 公文書の不適正な取扱いに対する懲戒処分の明確化

公文書の不適正な取扱いに関する代表的な事例及び標準的な量定を「懲戒処分の指針」に追加。公文書の偽造等や毀棄、決裁文書の改ざんの場合の標準的な量定は免職又は停職

2 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

政策を的確に企画立案し、適切に執行できる優秀かつ多様な人材を確保するため、人材に係るニーズと具体的に結び付けながら、各府省等と連携した施策を引き続き展開

(2) 人材の育成

部下育成に資するマネジメント能力向上や、若手・女性のキャリア形成支援のための研修等を積極的に実施

(3) 成績主義の原則に基づく人事管理

職員の昇任等に当たり倫理観を持った職務遂行や部下指導の状況について十分に留意することを徹底。人事評価結果の任用、分限、給与等への適切な活用に関し引き続き各府省を支援

3 働き方改革と勤務環境の整備等

(1) 長時間労働の是正

国家公務員の超過勤務等について、以下の事項等を措置

- ・ 超過勤務命令の上限を人事院規則において原則 1 月 45 時間・1 年 360 時間（他律的業務の比重の高い部署においては 1 月 100 時間・1 年 720 時間等）と設定。大規模な災害への対応等真にやむを得ない場合には上限を超えることができるとし、事後的な検証を義務付け
- ・ 1 月 100 時間以上の超過勤務を行った職員等に対する医師による面接指導の実施等職員の健康確保措置を強化
- ・ 各省各庁の長は、休暇の計画表の活用等により、一の年の年次休暇の日数が 10 日以上の職員が年 5 日以上年次休暇を使用できるよう配慮

(2) 仕事と家庭の両立支援、心の健康づくりの推進等

本年 3 月に発出した両立支援に係る指針の内容の徹底、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成、心の健康づくりの推進、過労死等防止対策大綱に基づく取組の実施

(3) ハラスメント防止対策

検討会を設けるなどして外部有識者の意見も聴きながら、公務におけるパワハラ対策を検討

(4) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与については、指針に基づく各府省の取組状況等を踏まえ、必要な指導。非常勤職員の休暇については、民間の状況等を踏まえて、慶弔に係る休暇について措置

定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出の骨子

1 国家公務員の定年の引上げをめぐる検討の経緯

- 平成23年、人事院は、定年を段階的に65歳に引き上げることが適当とする意見の申出
平成25年、政府は、当面、年金支給開始年齢に達するまで希望者を原則として常勤官職に再任用すること、年金支給開始年齢の段階的な引上げの時期ごとに段階的な定年の引上げも含め改めて検討を行うこと等を閣議決定
- 政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（閣議決定）において、「公務員の定年の引上げについて、具体的な検討を進める」とし、関係行政機関による検討会で人事院の意見の申出も踏まえ検討した結果、定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討することが適当とし、論点を整理。平成30年2月、人事院に対し、論点整理を踏まえ定年の引上げについて検討要請
- 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（閣議決定）においても、「公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討する」等としている

2 定年の引上げの必要性

- 少子高齢化が急速に進展し、若年労働力人口が減少。意欲と能力のある高齢者が活躍できる場を作っていくことが社会全体の重要な課題。民間では定年を引き上げる企業も一定数見られ、再雇用者の大多数はフルタイム勤務
- 公務では平成26年度以降、義務的再任用の実施等から、再任用職員は相当数増加。行政職（一）の再任用職員について、ポストは係長・主任級が約7割、勤務形態は短時間勤務の者が約8割。このまま再任用職員の割合が高まると、職員の能力及び経験を十分にいかしきれず、公務能率の低下が懸念。職員側も、無年金期間が拡大する中、生活への不安が高まるおそれ
- 複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、60歳を超える職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠であり、定年を段階的に65歳に引き上げることが必要。これにより、採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、雇用と年金の接続も確実に図られる
- 定年の引上げを円滑に進める観点からも引上げ開始前を含めフルタイム再任用拡大の取組が必要

3 定年の引上げに関する具体的措置

(1) 定年制度の見直し

- 一定の準備期間を確保しつつ定年を段階的に65歳に引き上げることとした上で、速やかに実施される必要
- 定年の段階的な引上げ期間中は、定年退職後、年金が満額支給される65歳までの間の雇用確保のため、現行の再任用制度（フルタイム・短時間）を存置
- 60歳以降の働き方等について、あらかじめ人事当局が職員の意向を聴取する仕組みを措置

(2) 役職定年制の導入

- 新陳代謝を確保し組織活力を維持するため、当分の間、役職定年制を導入
- 管理監督職員は、60歳に達した日後における最初の4月1日までに他の官職に降任又は転任（任用換）。任用換により公務の運営に著しい支障が生ずる場合には、例外的に、引き続き役職定年対象官職に留まること又は他の役職定年対象官職に任用することを可能とする制度を設定

(3) 定年前の再任用短時間勤務制の導入

- 60歳以降の職員の多様な働き方を可能とするため、希望に基づき短時間勤務を可能とする制度を導入。新規採用や若年・中堅層職員の昇進の余地の確保、組織活力の維持にも資する
- 短時間勤務職員が能力及び経験をいかすためには、それにふさわしい職務の整備や人事運用について検討が必要

(4) 60歳を超える職員の給与

- ・ 「賃金構造基本統計調査」では、民間（管理・事務・技術労働者（正社員））の60歳前半層の年間給与水準は60歳前の約70%。「職種別民間給与実態調査」でも、定年延長企業のうち、60歳時点で給与減額を行っている事業所の60歳を超える従業員の年間給与水準は60歳前の7割台
- ・ これらの状況を踏まえ、60歳を超える職員の年間給与について、60歳前の7割水準に設定。役職定年により任用換された職員の年間給与は任用換前の5割から6割程度となる場合がある
- ・ 具体的には、60歳を超える職員の俸給月額が60歳前の70%の額とし、俸給月額の水準と関係する諸手当等は60歳前の7割を基本に手当額等を設定（扶養手当等の手当額は60歳前と同額）。また、役職定年により任用換された職員等の俸給は、任用換前の俸給月額の70%の額（ただし、その額は任用換後の職務の級の最高号俸の俸給月額を上限）
- ・ 60歳を超える職員の給与の引下げは、当分の間の措置とし、民間給与の動向等も踏まえ、60歳前の給与カーブも含めてその在り方を引き続き検討

※ 上記の諸制度について、定年の引上げが段階的に行われる間も、役職定年制等の運用状況、能力・実績に基づく人事管理の徹底の状況、職員の就労意識の変化等を踏まえ、新たな定年制度の運用の実情を逐次検証し、円滑な人事管理の確保等の観点から必要な見直しを検討

関連する給与制度についても、民間企業における定年制や高齢層従業員の給与の状況、職員の人員構成の変化が各府省の人事管理に与える影響等を踏まえ、必要な見直しを検討

4 定年の引上げに関連する取組

(1) 能力・実績に基づく人事管理の徹底等

- ・ 職員の在職期間を通じて能力・実績に基づく人事管理を徹底するなど人事管理全体を見直す必要。人事評価に基づく昇進管理の厳格化等を進める必要。人事院としても必要な検討を行う
- ・ 勤務実績が良くない職員等には降任や免職等の分限処分が適時厳正に行われるよう、人事評価の適正な運用の徹底が必要。人事院としても分限の必要な見直しと各府省への必要な支援を行う
- ・ 採用時から計画的に職員の能力を伸ばし多様な職務経験を付与するよう努めるほか、節目節目で職員の将来のキャリアプランに関する意向把握等が肝要

(2) 定年の引上げを円滑に行うため公務全体で取り組むべき施策

- ・ スタッフ職が必要な役割を適切に果たし得る執行体制の構築や複線型キャリアパスの確立に努めた上で、60歳を超える職員が能力及び経験をいかせる職務の更なる整備を検討
- ・ 定年の引上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続できるよう措置
- ・ 職員の自主的な選択としての早期退職を支援するため、退職手当上の措置や高齢層職員の能力及び経験を公務外で活用する観点から必要な方策を検討

4 本年の給与改定

本委員会は、冒頭述べたとおり、労働基本権制約の代償措置としての機能を十分に踏まえながら、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、県内の民間事業所従業員の給与を重視しつつ、国及び他の都道府県の職員の給与その他の諸事情を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

(1) 給料表

人事院においては、国家公務員の月例給が民間給与を655円(0.16%)下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、若年層に重点を置いて俸給表全体の水準を引き上げる勧告を行った。

本県においては、前記2(1)のとおり、平成28年切替えに伴う経過措置額を含む本年4月における本県職員の月例給が民間給与を609円(0.17%)下回っていることから、本年の民間給与との較差等を考慮し、これに見合うよう月例給の引上げ改定を行うことが適当である。

その場合、本県においても民間の初任給との間に差が認められること等を踏まえ、若年層に重点を置いて給料表全体の水準を引き上げる改定を行うことが適当である。

また、行政職給料表以外の給料表(医療職給料表(1)を除く。)についても、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行うことが適当である。

なお、医療職給料表(1)については、医師の処遇を確保する観点から、本年の人事院勧告の俸給表に準じた改定を行うことが適当である。

これらの改定は、本年4月時点の比較に基づいて職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施することとする。

再任用職員、任期付研究員及び特定任期付職員についても、職員の改定状況を踏まえ引上げ改定を行うことが適当である。

(2) 初任給調整手当

医師等に対する初任給調整手当について、医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、所要の改定を行い、本年4月に遡及して実施することが適当である。

(3) 宿日直手当

宿日直手当について、人事院勧告等を踏まえ、所要の改定を行い、本年4月に遡及して実施することが適当である。

(4) 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、職員の年間支給月数（4.35月分）が、昨年8月から本年7月までの1年間における民間事業所の特別給の支給割合（4.44月分）を下回っていることから、民間事業所との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げ、4.45月分とすることが適当である。

また、支給月数の引上げ分は、民間事業所の特別給の支給状況等を踏まえつつ、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に0.10月分を配分する。

なお、支給期への配分については、6月期及び12月期の勤勉手当に均等に配分することとするが、本年度については12月期の勤勉手当に配分することとする。

再任用職員については、支給月数を0.05月分引き上げ2.35月分とする。引上げ分の配分については、勤勉手当に0.05月分を配分し、支給期への配分については、職員と同様とする。

このほか、平成31年度以降においては、6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう配分する。

任期付研究員及び特定任期付職員については、期末手当の支給月数を0.10月分引き上げ3.35月分とする。支給期への配分については、6月期及び12月期の支給月数が均等になるよう配分することとするが、本年度については12月期に配分することとする。

5 給与制度の改正等

(1) 獣医師の処遇改善

獣医師の人材確保について、任命権者においては、獣医修学生に対する修学資金の貸付制度の見直し、獣医師免許保有者の通年募集やインターンシップの受入れによる獣医師業務のPR等の積極的な取組を行っており、本委員会においても、これまで初任給基準の見直しや初任給調整手当の引上げにより、給与面の改善を図ってきたところである。

しかしながら、全国的に獣医師の確保が困難となっており、本県においても、近年、採用者数が採用予定者数を下回る状況が続いていることに加え、今後の新たな行政需要にも的確に対応していく必要があることから、継続的かつ安定的な獣医師の確保を図ることが重要な課題となっている。

こうしたことから、他の都道府県との均衡等を考慮しつつ、全国有数の畜産県として、給与上の処遇の一層の改善について検討する必要があると考える。

(2) 住居手当

住居手当について、人事院は、「公務員宿舎の削減等により受給者の増加が続いており、引き続き、住居手当の受給状況を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間における住宅手当の支給状況等を踏まえ、宿舎使用料の引上げも考慮して、必要な検討を行っていく」としていることから、本県においても、その動向を注視していく必要があると考える。

Ⅲ 公務運営に関する事項

1 人材の確保及び育成

(1) 有為な人材の確保

少子化の進行による若年人口の減少や景気の緩やかな回復基調を背景に、進学等による県外への転出や、民間企業、国、他の地方公共団体の高い採用意欲などを要因として、本県の職員採用試験における受験者数は減少傾向にあることに加え、近年は試験合格後の採用辞退も多くなっている。中でも、技術系職種の合格倍率は概ね1～2倍台と低調に推移しており、必要な人材の確保が難しい状況が続いている。

県職員採用Ⅰ種、Ⅱ種及びⅢ種試験の申込者数と倍率の推移

区 分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
Ⅰ種	受験者数（人）	904	803	759	747	634
	最終倍率 (合格者/受験者数)	5.0	3.8	4.4	4.1	3.5
Ⅱ種	受験者数（人）	380	343	318	281	238
	最終倍率 (合格者/受験者数)	10.9	9.7	7.0	5.9	-
Ⅲ種	受験者数（人）	407	465	345	364	435
	最終倍率 (合格者/受験者数)	5.9	4.7	4.2	3.6	-

(注) Ⅰ種とは大学卒業程度、Ⅱ種とは短大卒業程度、Ⅲ種とは高校卒業程度の試験である。

こうした状況の下、これまで本委員会においては、任命権者と連携し、岩手県庁業務セミナーや各大学での業務説明会の開催、職員との面談機会の提供等の受験者確保に取り組むとともに、Ⅰ種採用試験の試験内容見直しによる受験者負担の軽減など、人材確保に取り組んできたところである。

また、任命権者においては、技術系職種の人材の確保に向け、インターンシップの受入れ、選考考査の随時募集による複数回実施など、様々な取組を行っている。

本委員会としては、有為な人材の確保に向け、今後も岩手で働くことの喜びや県職員としての業務のやりがい、採用後のキャリア形成支援など、その魅力を首都圏等の本県出身学生や県内の高校生等に積極的に発信し、県職員志望者の掘り起こしを行うとともに、採用試験の実施方法等について必要に応じて見直すなど、引き続き取り組んでいくこととする。

特に、今後、長時間勤務の解消やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組等の働き方改革の推進に併せ、任命権者とともに、多様で柔軟な働き方を可能とする勤

務環境の整備を進め、その実践例や支援策等に関する情報提供等にも取り組んでいく必要があると考える。

障がい者の雇用については、これまで身体障がい者を対象とした採用選考を実施し、雇用の促進に努めてきたところであるが、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第46号）の趣旨を踏まえ、任命権者においては、国や他の都道府県における動向等も参考にしつつ、障がい者雇用を推進するための取組を適切に進めていく必要があると考える。

(2) 人材育成

行政課題の複雑・多様化、公務を取り巻く環境の変化に的確かつ柔軟に対応するとともに、東日本大震災津波からの復興を成し遂げるためには、職員一人ひとりが高い意欲と志を持ちながら、業務を進めていく上での意識や能力を高め、組織として最大限の成果を発揮していくことが求められている。

任命権者においては、これまで職員育成のための基本的な方針等を策定し、集合研修や派遣研修など体系的に人材育成の取組を行ってきたところである。

今後もこうした取組に加え、職員全体の一層の資質向上を図るため、各職場における職務を通じた人材育成や、経験豊富なベテラン職員が培った知識、経験を継承する取組などを引き続き進める必要があると考える。

また、本県の行政職給料表適用者に占める女性職員の割合は平成30年度で27.7%となっており、採用試験合格者における女性の割合（過去5年平均で41.2%）から見て、今後も増加が見込まれる。

任命権者においては、管理職員をはじめとする職員の意識啓発、女性登用に資する研修等の充実・拡大など女性職員が活躍できるようキャリア形成・能力向上への支援を行うことや、男女とも働きやすい職場づくりを推進することが重要であると考え。

行政職給料表適用者に占める女性職員の割合の推移

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
職 員 数 (人)	4,519	4,490	4,489	4,487	4,557
女 性 職 員 数 (人)	1,119	1,144	1,174	1,208	1,261
女性職員割合 (%)	24.8	25.5	26.2	26.9	27.7

2 働き方改革と勤務環境の整備

(1) 長時間勤務の解消

本県においては、長時間勤務の解消に向け、これまで超過勤務の事前命令・事後確認による適正な勤務時間管理の徹底、管理職員による業務進行管理等のマネジメントの強化や職員の働き方に係る意識改革の推進等の取組を進めてきたところである。

しかしながら、平成29年度の職員1人当たりの月間超過勤務時間数は、第71回国民体育大会等の業務が集中した平成28年度に比べて2.0時間減少したものの、平成27年度に比べると増加しており、一部の公署において超過勤務時間数が高止まりしている。

こうした中、本年6月に労働基準法（昭和22年法律第49号）や労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の改正を内容とする「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）」が成立し、労働基準法第36条に基づく、いわゆる三六協定において定める時間外労働の上限が設けられ、来年4月から施行されることとなった。

本県においては、三六協定の締結義務のある事業（労働基準法別表第一に掲げられた教育、研究、保健衛生等の事業）に従事する職員については、時間外労働の上限規制の適用を受けることとなることから、任命権者において、これまで以上に勤務時間管理の徹底や適正化等に努める必要があると考える。

併せて、三六協定の締結義務のない官公署の事業に従事する職員についても、職員の健康保持や人材確保の観点等から働き方改革を推進すべき重要性や必要性は異なるものではないこと、国において国家公務員に係る超過勤務命令の上限を人事院規則で定めることとしていること等を考慮すると、労働基準法の改正の趣旨等を踏まえ、本県の実情に則した適切な方策について検討を進めていく必要があると考える。

また、労働基準法の改正において、年次休暇が10日以上付与されている民間労働者に対して、5日の年次休暇について時季を指定して付与することが義務付けられたことから、任命権者においては、改正法の趣旨等を踏まえ、年次休暇の計画的な取得促進等の取組を一層強化することにより、職員の健康の保持増進を図っていく必要があると考える。

加えて、労働安全衛生法の改正により、超過勤務時間数が多い職員に対する医師による面接指導の基準となる時間数が引き下げられるとともに、職員の健康確保を図るため、タイムカード等の客観的な方法による勤務時間把握が義務付けられることとなったことから、任命権者においては、国や他の都道府県の動向等を注視しながら、超過勤務時間の適切な把握方法等についても検討を進める必要があると考える。

なお、任命権者においては、これらの取組と併せて、引き続き、管理職員によるリーダーシップの下、組織全体として一層の業務削減・合理化を図るとともに、こうした取組によっても恒常的に長時間勤務が解消されない場合においては、業務量や業務

内容に応じて、適切な人員体制を確保するなど、より実効性のある取組を進める必要があると考える。

職員 1 人当たりの月間超過勤務時間数の推移

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
19.7 時間	21.6 時間	17.2 時間	16.2 時間	15.6 時間	16.1 時間	18.3 時間	16.3 時間

- (注) 1 医療局及び企業局を除く職員 1 人当たりの月間超過勤務時間数の平均である。
2 教育職員は含まず、平成 27 年度までは再任用職員及び任期付職員を含まない。
3 超過勤務時間数は、年間の総超過勤務時間数を職員数及び月数(12)で除して算出したものである。

教育現場を取り巻く環境の複雑化・多様化により学校に求められる役割が増大する中で、教育職員の長時間勤務の解消が喫緊の課題となっていることから、文部科学省は、中央教育審議会の提言等を踏まえ、昨年12月に「学校における働き方改革に関する緊急対策」を取りまとめ、本年2月に各都道府県教育委員会等に働き方改革の取組の徹底について通知した。

こうした国における取組等を踏まえ、教育委員会においては、「学校における働き方改革」を早急に進める必要があるとの認識の下、「岩手県教職員 働き方改革プラン」を本年6月に策定し、長時間勤務者の割合の削減等に係る目標とそのための具体的な取組を定めたところである。

また、この働き方改革プランに基づき、本年8月から県立学校にタイムカードを導入し、客観的な勤務時間把握を開始するとともに、教職員のワーキンググループにおいて、勤務負担軽減に向けた学校業務のスクラップアンドビルドに係る検討を行うなど、現在、様々な取組を進めているところである。

教育委員会においては、引き続き、業務改善や勤務時間管理の徹底などの働き方改革プランに掲げる取組を着実に進めることにより、教職員の勤務負担を軽減し、健康の確保を図っていく必要があると考える。

なお、学校における働き方改革の取組は、小中学校も含めた学校現場全体で進めていく必要があることから、市町村教育委員会等とも一層の連携を図り、教職員がその能力を十分に発揮し、やりがいを持って働くことができる勤務環境を整備していくことが重要と考える。

(2) 両立支援の推進

本県においては、これまで育児休業や育児短時間勤務制度、介護休業や介護時間制度、看護休暇等の特別休暇制度等を整備するとともに、既存の休暇制度の拡充を図る等により、仕事と家庭の両立支援を推進してきた。

また、任命権者においては、これらの両立支援制度を利用しやすい職場環境づくり

を進めてきたところであり、本年度においては、4月にワーク・ライフ・バランスシートを導入し、所属長が職員の育児や介護等の個別事情を把握した上で、両立支援制度の利用等に対する配慮を行う仕組みづくりを行うとともに、働き方改革の取組を全庁で集中的に実施する強化月間を設定するなど、仕事と家庭の両立を可能とする環境の整備に向けた取組の強化を図っているところである。

しかしながら、次世代育成支援対策及び女性活躍推進のための特定事業主行動計画に掲げる男性職員の育児休業等の取得率は、平成32年度の目標値100%に対して平成29年度は84.3%にとどまっており、介護休暇取得者数についても、平成29年度は10人と少ない状況にある。

こうした状況を踏まえ、育児や介護といった事情を抱える職員を含む全ての職員がそれぞれの能力や経験等を十分に発揮できるよう、両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備や職員への制度の周知等の取組について、より一層推進していく必要があると考える。

また、不妊治療と仕事の両立についても重要な課題であることから、国や民間の状況を注視しながら、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成等を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、職員の健康を保持し、柔軟で多様な働き方を可能とする勤務時間制度や休暇制度について、国や他の都道府県の動向等も踏まえながら、引き続き検討を進めていく必要があると考える。

男性職員の育児休業等の取得率の推移

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
育児休業等取得 (%)	93.8	93.8	93.6	91.2	84.3

(注) 医療局、教育委員会及び警察本部の職員を除く男性職員の育児休業等（育児休業、部分休業、育児短時間勤務、配偶者出産休暇又は育児参加休暇のいずれかを取得した者）の取得率である。

介護休暇取得者数の推移

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
男 性 (人)	3	4	2	3	6
女 性 (人)	10	4	4	7	4
合 計 (人)	13	8	6	10	10

(注) 1 知事部局及び教育委員会における介護休暇の取得者数である。
2 当該年度に介護休暇の取得を開始した職員の数である。

(3) 心身の健康管理

前記2(1)で述べたとおり、労働安全衛生法の改正により、超過勤務時間が多い職員に対する面接指導の基準が引き下げられるとともに、職員の健康確保を図るため、タイムカード等の客観的な方法による勤務時間把握が義務付けられることとなった。

また、7月には過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）に基づく「過労死等の防止のための対策に関する大綱（平成27年7月24日閣議決定）」が見直され、国や地方公共団体、事業主等における過労死等防止対策の充実を図ることとされた。

任命権者においては、これまでストレスチェックや健康相談等のメンタルヘルス不調の予防や対処を促進するための取組や、長時間勤務を行った職員に対する医師の面接指導等により、職員の心身の健康管理を行ってきたところであるが、依然として長期療養者のうち精神疾患を原因とする者の割合が高い状況が続いている。

これらを踏まえ、本委員会としては、職員が心身ともに健康で職務に従事できることは、仕事と家庭の両立、さらには多様な県民ニーズに応え、質の高い行政サービスを提供していく観点から重要であるとの認識の下、任命権者に対し、労働基準監督機関として適切な指導・助言を行っていく。

また、本委員会に設置している職員からの相談窓口の一層の周知等を図ることにより、勤務時間やその他の勤務条件、ハラスメント等に関する職員からの相談に対しても、引き続き、適切に対応していく。

なお、任命権者においても、ストレスチェック制度の効果的な活用による職場環境の課題把握や改善、労働安全衛生法の改正等を踏まえた職員の健康確保措置、メンタルヘルス不調や健康障害等に関する相談窓口の充実などの取組について、適切に進めていく必要があると考える。

長 期 療 養 者 数 の 推 移

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
A. 長期療養者（人）	130	120	139	127	119
B. うち精神疾患による長期療養者（人）	84	92	83	92	72
B/A（％）	62.3	70.0	66.2	65.4	60.5

(注) 1 知事部局、教育委員会及び警察本部における長期療養者数の合計である。

2 長期療養者とは、療養のため休職した者をいうものである。

(4) ハラスメント対策

人事院は、本年の人事院報告において、職場におけるハラスメントは、職員の尊厳を傷つけ、その能力発揮を妨げるとともに、職場の運営にも支障をもたらすものであることから、更なる防止策が必要であるとし、セクシュアル・ハラスメントの防止のための外部の者からの相談窓口の設置、検討会の設置等によるパワー・ハラスメント

対策の検討、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントに係る意識啓発等の取組を進めていくこととしている。

本県においては、職場のハラスメントの防止に向け、これまでも任命権者において、ハラスメントの防止等に関する基本方針や要綱を策定するとともに、職員の意識啓発、相談窓口の設置、研修の実施など様々な取組を進めてきたところである。

一方、本委員会に対する職員からの苦情相談の状況をみると、ハラスメントに係る社会的な認知度の高まりなどを背景に、ハラスメントに関する相談件数は増加傾向にあり、平成29年度は相談件数全体の約6割を占めている。

ハラスメントは、職員の勤務意欲を減退させ、ひいては職員の心身に悪影響を及ぼす要因にもなり得るものであることから、任命権者においては、引き続き、管理監督者を含む職員への意識啓発や研修の実施等により、ハラスメント対策の強化に努める必要があると考える。

また、本委員会においても、人事院や民間におけるハラスメント対策に関する議論等を注視しながら、任命権者に対し、必要な指導・助言を行うとともに、本委員会が設置している地方公務員法に基づく苦情相談窓口の周知等を図ることにより、ハラスメント対策を一層進めていく。

苦情相談制度における相談件数の推移

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
A. 受理件数 (件)	11	15	19	13	14
B. うちハラスメント関係 (件)	5	7	4	7	8
B/A (%)	45.5	33.3	36.8	30.8	57.1

(注) 本委員会の苦情相談制度において受け付けた知事部局、教育委員会及び警察本部の職員からの相談件数である。

3 高齢層職員の能力及び経験の活用

人事院は、国家公務員の定年の引上げに係る政府からの検討要請を受け、複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、60歳を超える職員の能力及び経験を60歳前と同様に本格的に活用することが不可欠であるとして、本年8月10日、国会及び内閣に対し、定年を段階的に65歳に引き上げることが適当とする意見の申出を行った。

当該意見の申出において、定年の引上げに当たっては、短時間勤務制の導入により60歳を超える職員の多様な働き方を可能とすること、組織活力を維持する観点から役職定年制を導入すること、民間企業における高齢期雇用の実情を考慮し、60歳を超える職員

の年間給与を60歳前の7割水準に設定すること等の措置を講ずるとともに、能力・実績に基づく人事管理を徹底するなど人事管理全体を見直していく必要があるとしている。

また、定年の段階的な引上げ期間中においては、定年退職後、年金が満額支給される65歳までの間の雇用確保のため、暫定的な措置として、現行の再任用制度を存置することとしている。

本県においても、少子高齢化の急速な進展に伴い、労働力人口の減少が見込まれる中で、高齢層職員が高い士気を維持しつつ、その能力及び経験を最大限発揮できる環境を整備していくことは重要な課題であることから、人事院の意見の申出を踏まえ、定年の引上げに係る人事管理諸制度の見直し等について、国における検討状況や他の都道府県の動向等を注視しながら、検討を進めていく必要があると考える。

なお、任命権者においては、定年の引上げに向けた人事管理全体の見直しについて検討を進めるとともに、今後も再任用希望者の増加や若年層の人口減少に伴う新規採用の困難性等が見込まれることから、現行の再任用制度についても、引き続き、それぞれの人員構成の特性等に応じ、フルタイムを中心とした再任用勤務を実現できる計画的な人事管理、再任用職員の能力及び経験を有効に活用できる配置等について、併せて検討していく必要があると考える。

(附属資料 第13表 参照)

4 会計年度任用職員制度導入への適切な対応

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が平成32年4月1日から施行されることに伴い、本県における会計年度任用職員制度の円滑な導入に向けた準備を行っているところであるが、引き続き、任用のあり方や勤務条件等の検討を進め、必要な条例や規則等を整備するなど、適切に対応していく必要があると考える。

IV おわりに

本年の給与勧告は、公民較差を踏まえ月例給は給料表の引上げ改定、特別給は勤勉手当の引上げ改定を行うこととした。

本県の職員においては、県全体で東日本大震災津波からの復興事業の総仕上げを視野に復興の先も見据えた地域振興等の取組を着実に進める中、一人ひとりがそれぞれの職務に精励していると認識している。

勧告を通じて社会一般の情勢に適応した適正な処遇が確保されることは、職員の努力や実績に報い、本県の職員が生き生きと意欲をもって働くことにつながるとともに、人材確保にも資するものであり、本県の効率的かつ安定的な行政運営の基盤となるものである。

議会及び知事におかれては、地方公務員法に定める職員の給与決定の根本基準、給与勧告制度の意義や役割を十分に理解され、別紙第2の勧告を実施されるよう要請する。

勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、職員の給与について次の措置を講じられるよう勧告する。

I 本年の給与改定

1 一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 初任給調整手当

ア 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を 414,800 円とすること。

イ 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を 50,800 円とすること。

(3) 宿日直手当

勤務 1 回に係る支給額の限度を、人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う職員に係る宿日直勤務は 7,400 円、その他の職員に係る宿日直勤務は 4,400 円（執務時間が通常の執務日の 2 分の 1 の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ 11,100 円、6,600 円）とすること。

(4) 期末手当及び勤勉手当

ア 平成 30 年 12 月期の支給割合

(ア) 特定幹部職員以外の職員

勤勉手当の支給割合を 0.975 月分とすること。再任用職員については、勤勉手当の支給割合を 0.475 月分とすること。

(イ) 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を 1.175 月分とすること。再任用職員については、勤勉手当の支給割合を 0.575 月分とすること。

イ 平成 31 年 6 月期以降の支給割合

(ア) 特定幹部職員以外の職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.3 月分とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.925 月分とすること。再任用職員については、6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.725 月分とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.45 月分とすること。

(イ) 特定幹部職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.1 月分とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.125 月分とすること。再任用職員については、6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.625 月分とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.55 月分とすること。

2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 平成 30 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.725 月分とすること。

イ 平成 31 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.675 月分とすること。

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 3 のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当

ア 平成 30 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.725 月分とすること。

イ 平成 31 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.675 月分とすること。

Ⅱ 改定の実施時期

この改定は、平成 30 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、Ⅰの 1 の(4)のア、2 の(2)のア及び 3 の(2)のアについては同年 12 月 1 日から、Ⅰの 1 の(4)のイ、2 の(2)のイ及び 3 の(2)のイについては平成 31 年 4 月 1 日から実施すること。

別記第1
行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	145,400	195,700	232,000	265,300	291,500	322,100	366,200	411,800	462,500	526,400
	2	146,500	197,500	233,700	267,300	293,700	324,300	368,800	414,200	465,600	529,300
	3	147,700	199,300	235,200	269,100	296,000	326,600	371,200	416,700	468,700	532,400
	4	148,800	201,200	236,800	271,200	298,100	328,800	373,800	419,100	471,700	535,600
	5	149,900	202,700	238,200	272,900	300,100	331,000	375,700	421,000	474,700	538,700
	6	151,000	204,500	239,900	274,800	302,400	333,100	378,300	423,400	477,800	541,000
	7	152,100	206,300	241,400	276,700	304,700	335,300	380,600	425,500	480,800	543,500
	8	153,200	208,100	243,000	278,900	306,900	337,500	383,100	427,700	483,900	546,000
	9	154,300	209,700	244,300	280,900	308,800	339,400	385,500	429,700	486,600	548,400
	10	155,800	211,600	245,800	282,900	311,200	341,600	388,300	431,800	489,800	550,200
	11	157,100	213,400	247,400	285,000	313,400	343,600	390,900	434,000	492,800	552,000
	12	158,400	215,200	248,800	287,000	315,700	345,900	393,600	436,100	495,900	553,900
	13	159,700	216,600	250,300	289,100	317,800	347,700	396,000	437,800	498,600	555,600
	14	161,200	218,400	251,800	291,200	319,900	349,700	398,300	439,600	501,000	557,100
	15	162,700	220,100	253,100	293,200	322,200	351,700	400,600	441,600	503,300	558,400
	16	164,300	221,900	254,500	295,200	324,300	353,700	403,000	443,600	505,600	559,500
	17	165,600	223,700	256,100	297,000	326,200	355,500	404,800	445,600	507,700	560,800
	18	167,200	225,400	257,700	299,000	328,200	357,500	406,800	447,400	509,100	561,800
	19	168,700	227,000	259,400	301,200	330,200	359,300	408,700	449,200	510,600	562,700
	20	170,200	228,600	261,200	303,200	332,200	361,200	410,600	450,900	512,100	563,600
	21	171,600	230,000	262,800	305,100	334,000	363,100	412,500	452,700	513,300	564,500
	22	174,300	231,700	264,600	307,200	336,100	365,000	414,300	454,200	514,700	
	23	176,900	233,400	266,400	309,200	338,100	367,100	416,100	455,700	516,200	
	24	179,600	235,000	268,100	311,400	340,200	369,000	418,000	457,200	517,700	
	25	182,300	236,100	270,000	313,100	341,600	371,000	419,800	458,600	518,800	
	26	184,000	237,600	271,900	315,200	343,600	372,900	421,300	459,900	519,900	
	27	185,600	239,000	273,700	317,200	345,500	374,900	422,900	461,200	521,100	
	28	187,300	240,300	275,500	319,200	347,400	377,000	424,500	462,400	522,300	
	29	188,800	241,600	277,300	320,900	349,000	378,500	426,100	463,400	523,400	
	30	190,600	242,800	279,200	323,000	350,900	380,300	427,400	464,100	524,300	
	31	192,400	243,800	281,100	325,100	352,800	382,100	428,700	464,900	525,200	
	32	194,100	245,100	282,800	327,200	354,700	383,700	429,900	465,600	526,100	
	33	195,700	246,400	284,300	328,400	356,600	385,500	431,100	466,300	526,900	
	34	197,100	247,500	286,200	330,400	358,400	386,900	432,400	467,200	527,800	
	35	198,600	248,700	288,100	332,400	360,200	388,500	433,800	467,900	528,500	
	36	200,200	250,000	290,000	334,500	361,900	390,100	435,000	468,500	529,000	
	37	201,500	250,900	291,600	336,400	363,300	391,500	436,200	469,000	529,700	
	38	202,800	252,300	293,300	338,300	364,600	392,700	437,000	469,600	530,300	
	39	204,000	253,700	295,100	340,300	366,100	393,900	437,800	470,200	531,100	
	40	205,300	255,200	296,900	342,200	367,500	395,000	438,600	470,800	531,700	
	41	206,600	256,600	298,400	344,200	368,800	396,100	439,200	471,300	532,200	
	42	207,900	258,000	300,200	346,100	369,700	397,300	439,900	471,800		
	43	209,200	259,400	301,700	347,900	370,800	398,500	440,600	472,200		
	44	210,500	260,700	303,300	349,800	371,900	399,700	441,300	472,500		
	45	211,700	261,900	304,900	351,300	372,700	400,400	442,100	472,800		
	46	213,000	263,200	306,600	352,700	373,600	401,100	442,900			
	47	214,300	264,600	308,200	354,200	374,500	401,800	443,300			
	48	215,600	266,000	310,000	355,800	375,400	402,500	444,100			

	49	216,700	267,100	310,900	357,400	376,300	403,100	444,600
	50	217,800	268,200	312,400	358,200	377,200	403,700	445,000
	51	218,800	269,500	313,900	359,400	378,000	404,200	445,400
	52	219,900	270,800	315,500	360,400	378,800	404,600	445,800
	53	221,000	271,800	317,100	361,300	379,500	405,000	446,200
	54	222,000	272,900	318,700	362,400	380,200	405,300	446,600
	55	223,000	274,200	320,300	363,300	380,900	405,600	447,000
	56	224,000	275,500	321,900	364,400	381,600	405,900	447,300
	57	224,400	276,400	323,400	365,300	382,100	406,200	447,600
	58	225,300	277,500	324,600	366,100	382,700	406,500	448,000
	59	226,100	278,400	325,800	366,800	383,300	406,800	448,300
	60	226,900	279,500	327,000	367,500	384,000	407,100	448,600
再任 用職 員以 外の 職員	61	227,600	280,600	327,700	367,900	384,400	407,400	448,900
	62	228,600	281,600	328,600	368,500	385,100	407,700	
	63	229,400	282,500	329,400	369,200	385,700	408,000	
	64	230,300	283,500	330,200	369,900	386,300	408,300	
	65	231,000	284,000	331,100	370,200	386,700	408,600	
	66	231,800	284,900	331,500	370,900	387,300	408,900	
	67	232,800	285,600	332,300	371,600	387,900	409,200	
	68	233,800	286,500	333,100	372,300	388,600	409,500	
	69	234,500	287,600	333,900	372,600	389,000	409,700	
	70	235,200	288,400	334,600	373,200	389,500	410,000	
	71	235,800	289,200	335,300	373,900	390,000	410,300	
	72	236,600	290,000	336,000	374,500	390,600	410,700	
	73	237,400	290,800	336,500	374,800	390,900	410,900	
	74	238,100	291,300	337,100	375,400	391,300	411,200	
	75	238,800	291,700	337,600	376,100	391,700	411,500	
	76	239,400	292,200	338,200	376,700	392,100	411,700	
	77	240,100	292,400	338,500	377,200	392,400	411,900	
	78	240,900	292,700	339,000	377,700	392,700		
	79	241,700	292,900	339,400	378,300	393,000		
	80	242,400	293,300	339,900	378,800	393,300		
	81	242,900	293,500	340,300	379,300	393,500		
	82	243,700	293,700	340,800	379,900	393,800		
	83	244,400	294,100	341,300	380,400	394,100		
	84	245,100	294,400	341,800	380,700	394,300		
	85	245,700	294,700	342,100	381,100	394,500		
	86	246,400	295,000	342,500	381,600	394,800		
	87	247,100	295,300	343,000	382,000	395,100		
	88	247,800	295,700	343,500	382,400	395,300		
	89	248,300	296,000	343,800	382,800	395,500		
	90	248,800	296,400	344,200	383,300	395,800		
	91	249,100	296,700	344,700	383,700	396,100		
	92	249,500	297,100	345,100	384,100	396,300		
	93	249,800	297,300	345,300	384,400	396,500		
	94		297,500	345,700	384,900	396,800		
	95		297,800	346,200	385,300	397,100		
	96		298,200	346,600	385,700	397,300		
	97		298,500	346,800	386,000	397,500		
	98		298,800	347,200	386,500			
	99		299,200	347,600	386,900			
	100		299,600	347,900	387,300			

	101		299,800	348,200	387,600						
	102		300,100	348,600							
	103		300,500	349,000							
	104		300,800	349,400							
	105		301,000	349,900							
	106		301,300	350,300							
	107		301,700	350,700							
	108		302,000	351,100							
	109		302,200	351,600							
	110		302,600	352,000							
	111		303,000	352,300							
	112		303,300	352,600							
	113		303,500	353,100							
	114		303,700								
	115		304,000								
	116		304,400								
	117		304,600								
	118		304,800								
	119		305,100								
	120		305,400								
	121		305,800								
	122		306,000								
	123		306,300								
	124		306,600								
	125		306,900								
再任用職員		189,400	217,100	257,500	277,100	292,300	317,900	360,000	393,400	445,000	526,100

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	169,200	185,100	211,700	251,800	295,500	322,100	350,700	385,300	426,600
	2	170,900	186,800	213,800	253,600	297,500	324,400	352,900	387,500	428,400
	3	172,700	188,600	215,800	255,400	299,600	326,700	355,200	389,500	430,300
	4	174,400	190,500	217,800	257,300	302,000	328,800	357,500	391,600	432,200
	5	175,900	192,400	219,800	259,000	303,700	331,000	359,500	393,300	433,700
	6	177,800	194,700	221,600	260,800	305,900	333,200	361,600	395,300	435,400
	7	179,700	197,000	223,700	262,400	308,000	335,600	363,800	397,100	437,000
	8	181,600	199,300	225,600	264,100	310,200	337,800	366,000	398,900	438,500
	9	183,300	201,600	227,700	265,400	312,200	339,500	367,800	400,700	440,100
	10	185,000	204,200	229,500	267,000	314,400	341,800	370,000	402,700	441,800
	11	186,700	206,700	231,300	268,400	316,700	344,100	372,000	404,700	443,400
	12	188,400	209,200	233,100	269,700	318,800	346,400	374,200	406,800	445,100
	13	190,400	211,500	235,000	271,100	320,900	348,400	376,000	408,500	446,200
	14	192,500	213,400	236,900	272,500	323,300	350,500	378,200	410,700	447,800
	15	194,600	215,200	238,800	273,600	325,500	352,700	380,200	412,700	449,600
	16	196,700	217,000	240,700	274,900	327,700	354,800	382,300	414,800	451,400
	17	198,900	218,900	242,200	275,700	329,400	356,900	383,900	416,500	453,000
	18	201,400	220,600	244,000	277,100	331,700	358,900	385,900	418,200	454,800
	19	203,800	222,500	245,900	278,600	333,900	360,900	387,800	419,900	456,700
	20	206,200	224,400	247,700	280,000	336,200	363,000	389,900	421,500	458,400
	21	208,700	226,100	249,300	281,300	338,100	364,700	391,600	423,300	460,000
	22	210,500	227,900	250,700	282,700	340,100	366,800	393,700	424,900	461,700
	23	212,300	229,700	251,900	284,000	342,200	368,600	395,800	426,300	463,300
	24	214,100	231,500	253,200	285,500	344,300	370,700	397,800	427,800	465,100
	25	216,000	233,100	254,500	286,700	346,200	372,400	399,600	429,100	466,700
	26	217,700	234,900	255,700	288,500	348,300	374,400	401,600	430,500	468,100
	27	219,500	236,600	257,100	290,600	350,200	376,400	403,700	432,000	469,600
	28	221,200	238,300	258,300	292,600	352,200	378,500	405,800	433,700	470,900
	29	223,200	239,500	259,400	294,500	354,000	380,300	407,300	435,000	472,100
	30	225,000	241,300	260,500	296,500	356,200	382,400	409,100	436,700	472,800
	31	226,800	243,100	261,800	298,300	358,000	384,500	410,900	438,400	473,500
	32	228,600	244,900	262,900	300,300	360,100	386,500	412,600	440,000	474,200
	33	230,200	246,400	263,400	302,000	361,500	388,500	414,300	441,400	474,700
	34	231,900	247,900	264,600	303,800	363,500	390,600	415,800	443,100	475,500
	35	233,600	249,200	265,700	305,700	365,400	392,700	417,400	444,900	476,200
	36	235,400	250,600	266,900	307,500	367,600	394,600	418,900	446,500	476,800
	37	236,600	251,900	267,900	309,300	369,500	396,300	420,200	447,700	477,100
	38	238,400	253,200	269,100	311,300	371,600	397,800	421,800	448,600	477,800
	39	240,200	254,400	270,100	313,200	373,600	399,100	423,300	449,300	478,300
	40	242,000	255,600	271,100	314,900	375,600	400,600	424,800	450,000	478,800
	41	243,400	256,800	272,300	316,600	377,700	401,800	426,300	450,400	479,300
	42	244,800	258,000	273,600	318,400	379,800	402,900	427,600	451,000	479,700
	43	246,200	259,100	274,900	320,300	381,900	403,900	428,900	451,700	480,100
	44	247,400	260,200	276,100	322,300	383,900	404,900	430,100	452,300	480,500
	45	248,700	260,900	277,200	324,000	385,600	406,100	431,100	453,100	480,800
	46	249,800	262,000	278,800	325,900	387,300	407,300	431,800	453,800	
	47	250,800	263,100	280,300	327,800	389,000	408,400	432,600	454,300	
	48	251,700	264,300	281,800	329,600	390,700	409,600	433,500	454,800	

	49	252,500	265,200	283,600	331,000	392,100	411,000	434,000	455,400
	50	253,600	266,400	285,300	332,600	393,100	411,800	434,400	455,700
	51	254,800	267,500	287,000	334,100	394,100	412,600	434,800	456,000
	52	255,900	268,600	288,500	335,800	395,100	413,300	435,100	456,400
	53	256,600	269,800	290,100	337,300	396,400	413,800	435,400	456,800
	54	257,800	270,700	291,900	339,000	397,500	414,500	435,800	457,000
	55	258,700	272,100	293,600	340,600	398,600	415,200	436,100	457,300
	56	259,900	273,300	295,300	342,400	399,900	415,800	436,400	457,500
	57	260,900	274,300	296,700	343,400	401,200	416,500	436,700	457,900
	58	261,900	275,900	298,400	345,100	402,000	416,900	437,000	458,100
	59	262,700	277,300	300,300	346,700	402,800	417,500	437,300	458,300
	60	263,700	278,900	302,100	348,300	403,500	418,100	437,600	458,500
	61	264,800	280,500	303,500	349,900	404,000	418,500	437,900	458,900
	62	265,700	282,100	305,300	351,600	404,700	419,100	438,200	
	63	266,900	283,700	307,100	353,300	405,400	419,600	438,500	
	64	267,800	285,200	308,800	355,100	406,100	420,100	438,800	
	65	268,900	286,600	310,100	356,700	406,400	420,600	439,100	
	66	270,100	288,000	311,900	358,300	407,100	421,200	439,400	
	67	271,300	289,600	313,300	359,900	407,800	421,700	439,700	
	68	272,400	291,000	315,000	361,500	408,400	422,200	440,000	
再任 用職 員以 外の 職員	69	273,600	292,500	316,400	362,700	408,800	422,600	440,200	
	70	275,000	294,000	317,800	364,100	409,300	422,900	440,500	
	71	276,400	295,600	319,100	365,400	409,900	423,200	440,800	
	72	277,800	297,200	320,600	366,900	410,500	423,500	441,100	
	73	279,000	298,400	321,400	368,100	411,000	423,800	441,300	
	74	280,400	299,900	323,000	369,300	411,400	424,100	441,600	
	75	281,800	301,400	324,500	370,600	411,900	424,400	441,900	
	76	283,000	302,900	326,200	371,900	412,400	424,700	442,200	
	77	284,100	303,800	328,000	373,200	412,900	424,900	442,400	
	78	285,300	305,300	329,700	374,400	413,400	425,200		
	79	286,500	306,500	331,300	375,600	414,000	425,500		
	80	287,500	308,000	333,000	376,900	414,500	425,800		
	81	288,700	309,300	334,700	378,100	414,900	426,000		
	82	289,900	310,800	336,400	379,300	415,500	426,300		
	83	291,200	311,900	338,000	380,400	416,000	426,600		
	84	292,500	313,300	339,700	381,600	416,200	426,800		
	85	293,600	314,200	341,100	382,700	416,500	427,000		
	86	294,800	315,700	342,600	383,300	417,000	427,300		
	87	295,700	317,000	344,200	383,800	417,300	427,600		
	88	296,900	318,500	345,700	384,400	417,600	427,800		
	89	297,900	320,000	347,000	385,000	417,900	428,000		
	90	299,200	321,600	348,200	385,600	418,300	428,300		
	91	300,300	323,000	349,500	386,200	418,700	428,600		
	92	301,500	324,500	350,800	386,800	419,100	428,800		
	93	302,000	325,800	352,200	387,100	419,400	429,000		
	94	303,300	327,100	353,700	387,600	419,800	429,300		
	95	304,400	328,500	355,300	388,300	420,200	429,600		
	96	305,700	329,800	356,800	388,800	420,600	429,800		
	97	306,800	331,000	358,100	389,200	420,900	430,000		
	98	308,000	332,400	359,300	389,600	421,300			
	99	309,200	333,700	360,400	390,200	421,700			
	100	310,500	335,000	361,600	390,700	422,100			

101	311,700	336,400	362,700	391,100	422,400				
102	312,700	337,300	363,800	391,600	422,800				
103	313,800	338,400	364,900	392,200	423,200				
104	314,800	339,600	366,200	392,700	423,600				
105	315,600	340,700	367,400	393,000	423,800				
106	316,200	341,800	367,900	393,400					
107	316,800	342,800	368,500	393,900					
108	317,500	344,000	369,100	394,200					
109	318,000	345,200	369,700	394,500					
110	318,500	346,200	370,200	395,000					
111	319,000	347,200	370,700	395,500					
112	319,600	348,100	371,200	396,000					
113	320,400	349,000	371,600	396,300					
114	321,200	349,900	372,000	396,800					
115	321,900	350,900	372,600	397,300					
116	322,600	351,900	373,100	397,800					
117	323,200	352,900	373,500	398,100					
118	324,000	353,400	374,000	398,600					
119	324,700	354,000	374,600	399,100					
120	325,500	354,700	375,100	399,700					
121	326,100	355,000	375,300	400,100					
122	326,400	355,400	375,800	400,600					
123	326,900	355,900	376,300	401,000					
124	327,400	356,300	376,700	401,500					
125	327,700	356,700	377,300	401,900					
126		357,100	377,800						
127		357,600	378,300						
128		358,000	378,800						
129		358,400	379,100						
130		358,800	379,600						
131		359,200	380,100						
132		359,600	380,600						
133		359,800	380,900						
134		360,300	381,400						
135		360,700	381,800						
136		361,000	382,200						
137		361,300	382,500						
138		361,700	383,000						
139		362,200	383,500						
140		362,700	384,000						
141		363,000	384,300						
142		363,500							
143		364,000							
144		364,500							
145		364,800							
再任用職員	243,700	255,500	259,600	291,200	307,800	322,100	345,900	381,300	413,200

教育職給料表
ア 教育職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	159,300	204,100	264,700	333,100	420,600
	2	160,800	205,800	267,200	335,400	422,500
	3	162,300	207,400	269,600	337,700	424,300
	4	163,800	209,100	271,900	339,800	426,000
	5	165,500	210,900	274,400	342,000	427,500
	6	167,500	212,600	276,800	344,200	429,000
	7	169,300	214,300	279,100	346,600	430,900
	8	171,100	215,900	281,300	348,900	432,900
	9	172,900	217,700	283,500	350,600	434,700
	10	175,000	219,600	285,800	352,700	436,500
	11	177,000	221,500	288,200	354,800	438,400
	12	179,100	223,500	290,500	357,000	440,200
	13	181,100	225,000	292,900	359,100	441,900
	14	183,300	227,000	295,000	361,100	443,800
	15	185,500	229,000	296,900	363,100	445,700
	16	187,700	231,000	298,900	365,100	447,600
	17	190,100	232,800	301,100	366,800	449,300
	18	192,700	235,600	303,600	368,700	451,100
	19	195,200	238,300	306,100	370,500	452,900
	20	197,700	241,000	308,800	372,500	454,700
	21	200,200	243,600	311,000	374,100	456,400
	22	202,000	246,500	313,700	376,000	458,100
	23	203,700	249,100	316,000	377,900	460,000
	24	205,400	251,800	318,700	379,800	461,700
	25	206,900	254,300	321,300	381,100	463,400
	26	208,400	256,900	323,700	382,900	465,000
	27	210,100	259,400	326,100	384,700	466,700
	28	211,800	261,700	328,300	386,600	468,200
	29	213,300	264,300	330,500	388,500	469,700
	30	215,000	266,700	332,500	390,400	471,000
	31	216,700	269,000	334,800	392,300	472,300
	32	218,400	271,200	337,000	394,300	473,600
	33	219,900	273,300	338,800	396,000	474,800
	34	221,700	275,500	340,900	397,700	475,500
	35	223,600	277,700	343,000	399,400	476,200
	36	225,400	279,800	345,100	401,200	476,900
	37	226,900	282,100	347,200	402,400	477,500
	38	228,700	284,100	349,300	403,900	
	39	230,500	286,000	351,500	405,300	
	40	232,300	288,000	353,600	406,700	
	41	234,100	289,900	355,600	408,400	
	42	235,800	292,300	357,700	409,800	
	43	237,400	294,600	359,600	411,200	
	44	239,000	297,100	361,700	412,700	
	45	240,400	299,100	363,500	414,300	
	46	241,800	301,700	365,500	415,600	
	47	243,100	304,000	367,500	417,100	
	48	244,300	306,700	369,500	418,700	

	49	245,800	309,100	371,100	420,400
	50	247,300	311,600	372,900	421,900
	51	248,500	314,100	374,800	423,500
	52	250,000	316,400	376,800	425,000
	53	251,200	318,600	378,700	426,700
	54	252,400	320,800	380,500	428,200
	55	253,800	323,000	382,300	429,800
	56	254,900	325,200	384,000	431,400
	57	256,300	327,100	385,500	433,000
	58	257,400	329,200	387,100	434,500
	59	258,500	331,300	388,900	435,700
	60	259,700	333,400	390,600	436,900
	61	261,000	335,500	391,800	438,100
	62	262,100	337,600	393,200	439,400
	63	263,500	339,800	394,600	440,700
	64	264,600	342,000	395,900	441,900
	65	265,900	343,700	397,300	443,100
	66	267,500	346,000	398,500	444,400
	67	269,000	348,000	400,000	445,600
	68	270,700	350,200	401,400	446,800
	69	272,100	352,000	402,700	448,000
	70	273,500	353,900	404,000	449,200
	71	274,900	356,000	405,400	450,400
	72	276,300	358,000	406,700	451,600
	73	277,500	359,600	408,000	452,700
再任用職員以外の職員	74	278,900	361,500	409,400	453,300
	75	280,300	363,300	410,900	453,800
	76	281,500	365,200	412,200	454,300
	77	282,700	367,100	413,400	454,800
	78	283,900	368,800	414,600	
	79	285,100	370,500	415,900	
	80	286,300	372,100	417,300	
	81	287,400	373,600	418,600	
	82	288,700	375,100	419,800	
	83	289,900	376,600	420,800	
84	291,100	378,100	422,100		
85	292,100	379,200	423,300		
86	293,200	380,600	424,500		
87	294,200	382,000	425,700		
88	295,400	383,300	426,700		
89	296,500	384,600	427,800		
90	297,600	385,900	428,800		
91	298,900	387,100	429,800		
92	300,100	388,500	430,800		
93	300,600	389,800	431,700		
94	301,600	390,900	432,500		
95	302,700	392,200	433,400		
96	303,900	393,400	434,200		
97	304,900	394,800	435,000		
98	306,000	395,800	435,400		
99	307,000	396,900	435,800		
100	308,100	397,900	436,200		

101	309,000	398,800	436,600		
102	310,200	399,900	436,900		
103	311,300	401,000	437,200		
104	312,300	402,100	437,500		
105	312,900	402,800	437,800		
106	313,800	403,700	438,100		
107	314,600	404,600	438,400		
108	315,400	405,500	438,600		
109	316,300	406,300	438,800		
110	316,700	407,200	439,100		
111	317,100	408,000	439,400		
112	317,600	408,800	439,600		
113	318,200	409,400	439,800		
114	318,600	410,100	440,100		
115	319,100	410,900	440,400		
116	319,600	411,600	440,600		
117	320,200	412,200	440,800		
118	320,800	412,700			
119	321,200	413,100			
120	321,700	413,500			
121	322,200	413,900			
122	322,600	414,200			
123	323,100	414,500			
124	323,600	414,700			
125	324,200	414,900			
126	324,500	415,200			
127	324,800	415,500			
128	325,100	415,700			
129	325,300	415,900			
130	325,600	416,200			
131	325,900	416,500			
132	326,200	416,700			
133	326,400	416,900			
134	326,600	417,200			
135	326,800	417,500			
136	327,100	417,700			
137	327,400	417,900			
138	327,600	418,200			
139	327,900	418,500			
140	328,200	418,700			
141	328,400	418,900			
142	328,600	419,200			
143	328,900	419,500			
144	329,100	419,700			
145	329,400	419,900			
146	329,600				
147	329,900				
148	330,200				
149	330,400				
150	330,600				
151	330,900				
152	331,200				
153	331,400				
再任用職員	236,100	276,800	305,700	334,100	418,900

イ 教育職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	159,300	175,400	264,700	293,900	410,300
	2	160,800	177,500	267,200	296,500	411,900
	3	162,300	179,700	269,600	299,400	413,400
	4	163,800	181,900	271,900	302,000	414,900
	5	165,500	183,900	274,400	304,500	416,300
	6	167,500	186,100	276,800	306,900	417,700
	7	169,300	188,300	279,100	309,200	419,200
	8	171,100	190,600	281,300	311,600	420,800
	9	172,900	192,900	283,500	314,100	422,300
	10	175,000	195,700	285,800	316,700	423,700
	11	177,000	198,400	288,200	319,400	425,100
	12	179,100	201,200	290,500	322,300	426,400
	13	181,100	204,100	292,900	324,800	427,700
	14	183,300	205,800	295,000	326,800	429,100
	15	185,500	207,400	296,900	328,800	430,500
	16	187,700	209,100	298,900	331,100	431,900
	17	190,100	210,900	301,100	333,100	433,100
	18	192,700	212,600	303,600	335,400	434,500
	19	195,200	214,300	306,100	337,700	435,700
	20	197,700	215,900	308,800	339,800	437,000
	21	200,200	217,700	311,000	342,000	438,100
	22	202,000	219,600	313,700	344,200	439,300
	23	203,700	221,500	316,000	346,600	440,600
	24	205,400	223,500	318,700	348,900	441,900
	25	206,900	225,000	321,300	350,600	443,200
	26	208,300	227,000	323,700	352,400	444,500
	27	209,900	229,000	326,100	354,300	445,500
	28	211,400	231,000	328,300	356,300	446,600
	29	213,200	232,800	330,500	358,100	447,800
	30	214,900	235,600	332,500	359,900	448,600
	31	216,600	238,300	334,800	361,600	449,400
	32	218,300	241,000	337,000	363,500	450,300
	33	219,700	243,600	338,800	364,800	451,200
	34	221,400	246,500	340,900	366,600	451,700
	35	223,200	249,100	343,000	368,100	452,200
	36	224,900	251,800	345,100	369,900	452,700
	37	226,300	254,300	347,100	371,800	453,200
	38	228,000	256,900	349,000	373,300	
	39	229,700	259,400	351,000	374,600	
	40	231,400	261,700	352,900	376,200	
	41	233,000	264,300	354,400	377,400	
	42	234,800	266,700	356,300	378,800	
	43	236,400	269,000	357,900	380,200	
	44	238,000	271,200	359,600	381,700	
	45	239,700	273,300	361,400	383,100	
	46	241,200	275,500	363,100	384,700	
	47	242,500	277,700	364,400	386,300	
	48	243,900	279,800	366,100	387,800	

	49	245,200	282,100	367,300	389,300
	50	246,600	284,100	368,800	390,800
	51	248,100	286,000	370,400	392,300
	52	249,300	288,000	372,000	393,700
	53	250,400	289,900	373,400	394,900
	54	251,800	292,300	374,900	396,200
	55	253,000	294,600	376,400	397,300
	56	254,200	297,100	378,000	398,400
	57	255,400	299,100	379,500	399,900
	58	256,700	301,700	380,900	401,100
	59	257,800	304,000	382,300	402,300
	60	259,000	306,700	383,600	403,600
	61	260,400	309,100	384,500	404,800
	62	261,400	311,600	385,700	405,800
	63	262,600	314,100	386,900	407,200
	64	263,500	316,400	388,100	408,500
	65	264,500	318,600	389,000	409,700
	66	265,900	320,800	390,200	410,900
	67	267,400	323,000	391,200	412,100
	68	268,800	325,200	392,300	413,200
	69	270,400	327,100	393,500	414,200
	70	271,900	329,200	394,500	415,400
	71	273,400	331,300	395,600	416,600
	72	274,800	333,400	396,800	417,800
再任用職員以外の職員	73	275,800	335,500	397,800	418,400
	74	277,000	337,600	398,900	419,200
	75	278,400	339,800	400,100	419,900
	76	279,600	342,000	401,200	420,400
	77	280,800	343,700	402,100	420,700
	78	281,900	345,700	403,000	421,100
	79	283,100	347,400	404,000	421,500
	80	284,300	349,200	405,000	422,000
	81	285,500	351,000	405,800	422,300
	82	286,400	352,800	406,600	422,700
	83	287,600	354,200	407,300	423,100
	84	288,900	356,100	408,100	423,400
	85	289,800	357,300	408,800	423,700
	86	290,700	358,900	409,600	424,100
	87	291,400	360,400	410,300	424,500
	88	292,400	361,900	411,100	424,800
	89	293,400	363,200	411,700	425,100
	90	294,300	364,500	412,400	425,400
91	295,200	366,000	412,900	425,700	
92	296,000	367,400	413,600	425,900	
93	296,300	368,900	414,000	426,100	
94	297,000	370,200	414,400		
95	297,700	371,500	414,700		
96	298,600	372,700	415,000		
97	299,400	373,700	415,300		
98	300,200	374,700	415,600		
99	301,000	375,700	415,900		
100	301,700	376,700	416,100		

101	302,600	377,700	416,300
102	303,100	378,700	416,600
103	303,600	379,700	416,900
104	304,100	380,700	417,100
105	304,300	381,500	417,300
106	304,700	382,400	417,600
107	305,000	383,300	417,900
108	305,200	384,300	418,100
109	305,400	385,100	418,300
110	305,600	386,100	418,600
111	305,900	387,100	418,900
112	306,200	388,200	419,100
113	306,400	388,800	419,300
114	306,600	389,700	419,600
115	306,800	390,600	419,900
116	307,100	391,500	420,100
117	307,400	392,300	420,300
118	307,700	393,000	
119	308,000	393,800	
120	308,300	394,600	
121	308,500	395,200	
122	308,700	396,000	
123	308,900	396,700	
124	309,200	397,400	
125	309,500	398,000	
126		398,700	
127		399,300	
128		399,900	
129		400,600	
130		401,200	
131		401,700	
132		402,200	
133		402,500	
134		402,800	
135		403,100	
136		403,400	
137		403,700	
138		404,000	
139		404,300	
140		404,600	
141		404,900	
142		405,200	
143		405,500	
144		405,800	
145		406,000	
146		406,300	
147		406,600	
148		406,800	
149		407,000	
150		407,300	
151		407,600	
152		407,800	

	153		408,000			
	154		408,300			
	155		408,600			
	156		408,800			
	157		409,000			
再任用職員		227,200	273,500	300,800	327,300	408,800

研究職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	145,600	195,700	282,700	334,500	392,300
	2	146,700	198,300	285,100	336,700	395,200
	3	147,900	200,800	287,500	338,900	397,800
	4	149,000	203,200	290,000	340,900	400,700
	5	150,100	205,700	292,300	342,700	402,800
	6	151,400	208,000	294,500	344,900	405,500
	7	152,700	210,300	296,500	347,000	408,200
	8	154,000	212,600	298,500	349,000	411,000
	9	155,100	214,700	300,700	350,700	413,500
	10	156,900	217,000	303,300	352,700	416,100
	11	158,500	219,500	305,900	354,800	418,800
	12	160,100	221,800	308,700	356,800	421,700
	13	161,600	223,900	310,800	358,800	424,300
	14	163,500	226,300	313,500	360,700	427,000
	15	165,400	228,700	316,000	362,500	429,800
	16	167,500	231,100	318,800	364,400	432,500
	17	169,300	233,300	321,400	366,100	435,100
	18	171,500	236,200	323,700	368,100	437,700
	19	173,700	239,100	325,900	369,800	440,200
	20	175,800	242,000	328,000	371,800	442,800
	21	178,100	244,500	330,200	373,300	445,400
	22	180,500	247,300	332,200	375,300	448,000
	23	182,800	249,800	334,300	377,000	450,600
	24	185,100	252,500	336,300	379,000	453,100
	25	187,200	255,200	338,200	380,400	455,400
	26	189,500	257,700	340,100	382,100	457,700
	27	191,600	260,000	341,900	384,000	460,200
	28	193,700	262,200	343,700	385,900	462,700
	29	195,800	264,800	345,700	387,600	465,200
	30	197,400	267,000	347,400	389,600	467,800
	31	199,200	269,000	348,900	391,500	470,300
	32	201,000	271,100	350,600	393,400	472,800
	33	202,800	272,800	351,800	395,000	475,100
	34	204,700	274,800	353,200	396,800	477,500
	35	206,600	276,900	354,500	398,400	480,000
	36	208,500	278,900	356,100	400,300	482,500
	37	210,000	280,800	357,300	401,500	484,900
	38	212,000	282,300	358,700	403,000	487,400
	39	213,900	283,500	359,900	404,400	489,900
	40	215,800	285,000	361,300	405,800	492,400
	41	217,600	286,400	362,000	407,200	494,700
	42	219,500	287,300	363,100	408,500	496,900
	43	221,400	288,300	364,300	410,000	499,100
	44	223,400	289,400	365,400	411,700	501,400
	45	225,100	290,100	366,600	413,100	503,100
	46	227,000	291,300	367,800	414,300	504,600
	47	228,800	292,500	369,100	415,900	506,200
	48	230,600	293,700	370,200	417,500	507,700

	49	232,300	295,000	371,300	418,800	509,400
	50	234,200	296,300	372,600	420,200	510,800
	51	235,900	297,400	373,900	421,800	512,300
	52	237,600	298,500	375,200	423,200	513,800
	53	239,000	299,700	375,900	424,600	514,900
	54	240,800	301,000	377,000	426,000	516,100
	55	242,500	302,300	377,900	427,400	517,300
	56	244,100	303,400	378,900	428,800	518,500
	57	245,400	304,200	379,700	429,900	519,400
	58	246,600	305,300	380,500	431,200	520,400
	59	247,600	306,500	381,200	432,600	521,400
再任用職員以外の職員	60	248,700	307,600	381,900	434,000	522,400
	61	249,800	308,500	382,500	434,800	523,600
	62	250,900	309,600	383,200	435,700	524,500
	63	251,800	310,800	384,100	436,700	525,200
	64	252,900	311,900	385,000	437,600	525,900
	65	254,100	312,700	385,600	438,500	526,700
	66	255,200	313,800	386,400	439,300	527,500
	67	256,300	314,700	387,200	439,900	528,300
	68	257,200	315,700	388,100	440,700	529,100
	69	258,100	316,700	388,700	441,100	529,800
	70	259,500	317,700	389,400	441,700	530,600
	71	261,000	318,800	390,100	442,200	531,400
	72	262,300	319,900	390,800	442,700	532,200
	73	263,700	320,400	391,500	443,200	532,900
	74	265,100	321,500	392,100		
	75	266,600	322,600	392,700		
	76	267,700	323,700	393,400		
	77	268,800	324,800	394,100		
	78	270,000	325,800	394,700		
	79	271,300	326,700	395,300		
	80	272,400	327,600	395,900		
	81	273,600	328,700	396,500		
	82	274,900	329,500	397,100		
	83	276,200	330,200	397,700		
	84	277,500	331,000	398,300		
	85	278,600	331,500	398,800		
	86	279,700	332,100	399,400		
	87	281,000	332,600	399,900		
	88	282,200	333,100	400,600		
	89	283,000	333,400	401,000		
	90	284,200	333,900	401,500		
	91	285,200	334,400	402,000		
	92	286,400	334,900	402,700		
	93	287,300	335,200	403,100		
	94	288,400	335,600	403,600		
	95	289,400	336,100	404,100		
	96	290,400	336,600	404,800		
	97	290,700	337,100	405,200		
	98	291,600	337,600	405,700		
	99	292,300	338,100	406,200		
	100	293,200	338,600	406,900		

	101	294,100	339,100	407,300		
	102	294,800	339,600			
	103	295,500	340,100			
	104	296,200	340,600			
	105	296,900	341,200			
	106	297,400	341,500			
	107	297,900	342,000			
	108	298,500	342,400			
	109	298,700	342,900			
	110	299,100	343,400			
	111	299,400	343,900			
	112	299,700	344,300			
	113	300,000	344,800			
	114	300,300	345,200			
	115	300,600	345,700			
	116	300,900	346,100			
	117	301,200	346,600			
	118	301,600	347,000			
	119	301,900	347,400			
	120	302,300	347,800			
	121	302,600	348,200			
再任用職員		219,400	261,000	286,000	328,800	387,800

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	247,900	333,100	397,900	471,700
2	250,400	336,100	400,800	474,000
3	252,900	339,000	403,700	476,200
4	255,400	342,000	406,500	478,500
5	257,600	344,700	409,100	480,700
6	261,400	348,000	411,800	482,900
7	265,200	351,100	414,600	485,100
8	269,000	354,200	417,300	487,300
9	272,600	357,000	419,500	489,300
10	276,600	359,900	422,200	491,400
11	280,600	363,000	424,800	493,500
12	284,600	366,200	427,500	495,600
13	288,400	369,100	429,900	497,700
14	292,400	372,700	432,400	499,800
15	296,300	375,900	434,800	501,900
16	300,200	379,600	437,300	504,000
17	303,900	383,200	439,300	506,100
18	307,500	385,900	441,700	508,100
19	311,000	388,700	444,000	510,100
20	314,600	391,400	446,400	512,100
21	318,200	394,200	447,900	513,900
22	321,900	396,800	450,300	515,700
23	325,400	399,400	452,600	517,600
24	328,900	401,800	454,900	519,500
25	332,400	403,800	456,900	521,200
26	335,200	406,100	459,200	523,000
27	337,800	408,300	461,400	524,800
28	340,400	410,600	463,700	526,600
29	343,200	412,900	465,800	528,200
30	345,300	415,000	468,100	530,000
31	347,500	417,000	470,400	531,800
32	349,900	419,100	472,600	533,600
33	352,100	421,000	474,600	535,200
34	354,500	422,800	476,700	537,000
35	356,700	424,600	478,800	538,700
36	359,200	426,600	480,900	540,500
37	361,400	428,500	483,000	542,100
38	363,800	430,500	484,800	543,700
39	366,200	432,400	486,600	545,100
40	368,400	434,400	488,400	546,700
41	370,700	436,200	490,100	548,200
42	372,100	438,000	491,900	549,600
43	373,600	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500

49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800	
77		476,200	530,600	
78		476,800	531,500	
79		477,400	532,400	
80		477,900	533,300	
81		478,500	534,100	
82		479,000	535,000	
83		479,500	535,900	
84		480,000	536,800	
85		480,400	537,600	
86		481,000	538,500	
87		481,400	539,400	
88		481,900	540,300	
89		482,400	541,100	
90		483,000		
91		483,600		
92		484,000		
93		484,500		
94		485,100		
95		485,700		
96		486,300		
97		486,800		

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	150,300	188,500	224,100	250,300	282,400	329,900	374,400
	2	151,700	190,200	225,700	251,500	284,400	331,900	377,200
	3	153,100	191,800	227,300	252,700	286,600	334,200	379,800
	4	154,500	193,400	228,900	254,100	288,800	336,400	382,500
	5	155,800	194,900	230,300	255,300	290,900	338,200	384,900
	6	157,600	196,400	231,900	256,600	293,000	340,400	387,600
	7	159,300	198,000	233,400	257,800	295,100	342,400	390,300
	8	161,000	199,500	235,100	258,900	297,200	344,700	393,000
	9	162,700	201,200	236,200	260,200	299,200	346,500	395,100
	10	164,400	202,900	237,700	261,200	301,500	348,600	397,400
	11	166,100	204,500	239,100	262,200	303,600	350,700	399,700
	12	168,000	206,200	240,300	263,200	305,800	352,800	401,900
	13	169,500	207,600	241,900	264,500	307,800	354,300	404,000
	14	171,400	209,200	243,300	265,800	309,700	356,400	406,000
	15	173,400	210,800	244,600	267,500	311,900	358,300	408,000
	16	175,300	212,500	246,000	268,900	313,900	360,300	410,100
	17	177,200	213,900	246,900	270,400	315,900	362,100	412,000
	18	179,200	215,500	248,100	272,200	317,900	364,100	414,000
	19	181,000	217,200	249,300	274,000	320,000	366,200	415,900
	20	182,900	218,900	250,500	275,800	322,200	368,200	418,000
	21	184,800	220,200	251,900	277,700	324,000	370,000	419,800
	22	186,300	221,700	252,900	279,500	326,000	372,000	421,400
	23	187,800	223,200	253,900	281,300	327,800	374,100	423,100
	24	189,400	224,700	255,000	283,000	329,800	376,200	424,600
	25	191,000	226,100	256,300	284,800	331,500	377,700	426,100
	26	192,300	227,500	257,600	286,700	333,500	379,500	427,400
	27	193,800	228,800	259,000	288,700	335,500	381,300	428,700
	28	195,200	230,100	260,500	290,500	337,500	383,000	430,000
	29	196,700	231,400	261,900	292,200	338,800	384,800	431,300
	30	197,900	232,800	263,600	294,000	340,600	386,300	432,500
	31	199,200	234,400	265,300	295,800	342,300	387,900	433,800
	32	200,600	235,800	267,000	297,700	344,200	389,700	434,900
	33	202,000	236,900	268,400	299,500	345,900	391,000	436,100
	34	203,400	238,200	270,200	301,200	347,700	392,300	437,300
	35	204,700	239,200	271,900	303,000	349,600	393,600	438,500
	36	206,100	240,500	273,600	304,800	351,400	394,800	439,700
	37	207,200	241,900	275,100	306,100	353,200	395,900	441,000
	38	208,500	243,200	276,800	307,800	355,000	397,100	441,800
	39	209,800	244,400	278,600	309,300	356,600	398,200	442,200
	40	211,200	245,700	280,200	311,000	358,300	399,400	442,900
	41	212,300	247,000	281,700	312,700	359,500	400,200	443,400
	42	213,500	248,100	283,300	314,400	360,600	401,000	443,800
	43	214,700	249,300	285,000	316,000	361,800	401,800	444,300
	44	215,900	250,400	286,700	317,700	363,000	402,600	444,700
	45	217,100	251,500	288,300	318,600	364,200	403,000	445,100
	46	218,200	252,900	290,000	320,000	365,000	403,600	445,500
	47	219,200	254,400	291,700	321,600	366,300	404,100	445,900
	48	220,300	255,800	293,300	323,200	367,400	404,500	446,200

	49	221,300	257,400	294,500	324,600	368,400	404,900	446,500
	50	222,400	258,800	296,100	325,900	369,400	405,200	446,900
	51	223,300	260,200	297,400	327,100	370,400	405,500	447,200
	52	224,300	261,500	299,100	328,400	371,400	405,800	447,500
	53	224,700	262,600	300,400	329,500	372,200	406,100	447,800
	54	225,600	264,000	301,900	330,500	373,000	406,400	
	55	226,300	265,400	303,300	331,600	373,900	406,700	
	56	227,200	266,800	304,800	332,700	374,800	407,000	
	57	227,900	267,600	305,800	333,200	375,300	407,300	
	58	228,800	268,900	307,000	334,100	376,100	407,600	
	59	229,500	270,200	308,200	334,900	377,000	407,900	
	60	230,300	271,500	309,700	335,800	377,800	408,300	
再任用職員以外の職員	61	231,200	272,400	311,000	336,600	378,200	408,500	
	62	232,000	273,600	312,200	336,900	378,900	408,800	
	63	233,000	274,900	313,500	337,500	379,600	409,100	
	64	234,000	276,200	314,700	338,200	380,300	409,400	
	65	234,600	277,100	316,100	338,800	380,700	409,600	
	66	235,400	278,200	316,900	339,500	381,300		
	67	236,200	279,100	317,700	340,200	382,000		
	68	237,000	280,200	318,500	340,900	382,600		
	69	237,700	281,200	319,100	341,600	383,000		
	70	238,400	282,200	319,800	342,100	383,500		
	71	239,100	283,300	320,500	342,700	384,000		
	72	239,700	284,400	321,200	343,400	384,500		
	73	240,400	285,000	321,900	343,700	385,100		
	74	241,200	285,700	322,100	344,300	385,600		
	75	242,000	286,200	322,700	344,800	386,200		
	76	242,700	287,000	323,300	345,400	386,800		
	77	243,200	287,900	323,900	345,900	387,300		
	78	243,800	288,500	324,400	346,400	387,800		
	79	244,400	289,100	324,900	346,900	388,400		
	80	245,000	289,700	325,400	347,300	388,900		
	81	245,300	290,400	326,000	347,600	389,200		
	82	245,700	290,900	326,500	347,900	389,700		
	83	246,100	291,300	326,900	348,300	390,100		
	84	246,400	291,700	327,400	348,600	390,500		
	85	246,700	291,900	327,900	349,100	390,900		
	86		292,100	328,300	349,400	391,400		
	87		292,300	328,500	349,700	391,800		
	88		292,500	328,900	350,000	392,200		
	89		292,900	329,300	350,400	392,600		
	90		293,100	329,700	350,700	393,100		
	91		293,300	330,100	351,100	393,500		
	92		293,500	330,500	351,400	393,900		
	93		293,900	330,800	351,800	394,300		
	94		294,100	331,000	352,100	394,800		
	95		294,300	331,400	352,400	395,200		
	96		294,600	331,700	352,700	395,600		
	97		295,000	332,000	353,000	396,000		
	98		295,300	332,300	353,400			
	99		295,500	332,600	353,800			
	100		295,800	332,900	354,200			

	101		296,100	333,100	354,800			
	102		296,300	333,400	355,200			
	103		296,500	333,800	355,600			
	104		296,800	334,000	356,000			
	105		297,100	334,200	356,500			
	106			334,400				
	107			334,800				
	108			335,000				
	109			335,200				
	110			335,600				
	111			336,000				
	112			336,400				
	113			336,600				
再任 用職 員		190,400	217,200	245,700	259,200	284,600	325,700	368,300

ウ 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	164,400	192,200	240,600	263,400	288,400	333,100
	2	165,800	194,300	242,400	264,400	290,300	335,200
	3	167,400	196,400	244,200	265,300	292,100	337,200
	4	168,800	198,400	246,100	266,400	294,000	339,400
	5	170,300	200,500	247,500	267,100	295,700	341,400
	6	171,800	202,900	248,800	268,100	297,500	343,600
	7	173,300	205,200	249,900	268,900	299,400	345,700
	8	174,800	207,500	251,200	269,900	301,300	347,800
	9	176,100	209,900	252,200	271,000	303,200	349,300
	10	177,800	211,300	253,300	271,800	305,100	351,300
	11	179,500	212,800	254,200	272,900	306,900	353,200
	12	181,000	214,000	255,100	274,100	308,800	355,300
	13	182,500	215,400	256,400	275,400	310,300	357,200
	14	184,500	216,800	257,500	276,600	312,000	359,300
	15	186,500	218,300	258,300	277,900	313,800	361,400
	16	188,500	219,500	259,300	279,300	315,600	363,400
	17	190,800	220,900	259,900	280,600	317,300	365,400
	18	192,900	222,400	260,800	282,000	318,900	367,500
	19	195,000	224,000	261,800	283,200	320,600	369,600
	20	197,100	225,500	262,700	284,500	322,400	371,700
	21	199,200	226,700	263,600	286,100	323,800	373,400
	22	201,500	228,400	264,600	287,700	325,300	375,500
	23	203,700	230,100	265,500	289,300	326,800	377,700
	24	205,900	231,800	266,500	290,700	328,300	379,700
	25	207,900	233,100	267,800	292,000	329,700	381,700
	26	209,200	234,900	268,900	293,800	331,100	383,300
	27	210,400	236,600	270,100	295,600	332,700	385,200
	28	211,700	238,300	271,300	297,300	334,300	387,100
	29	213,000	239,900	272,500	298,600	335,400	389,000
	30	214,100	241,300	274,000	300,300	336,900	390,700
	31	215,400	242,600	275,600	301,900	338,300	392,600
	32	216,600	243,700	277,000	303,600	339,800	394,400
	33	217,900	245,000	278,700	305,000	341,400	396,100
	34	219,200	246,100	280,200	306,500	342,900	397,800
	35	220,500	247,000	281,500	308,100	344,600	399,700
	36	221,800	248,100	282,800	309,700	346,100	401,400
	37	223,100	249,000	284,400	311,100	347,800	403,000
	38	224,500	250,100	285,800	312,500	349,400	404,700
	39	225,800	251,000	287,300	313,900	350,900	406,500
	40	227,200	252,100	288,800	315,500	352,500	408,300
	41	228,100	252,600	290,100	317,000	353,700	409,800
	42	229,500	253,500	291,600	318,400	355,300	411,400
	43	230,900	254,400	293,100	319,800	356,800	412,900
	44	232,300	255,300	294,700	321,400	358,200	414,200
	45	233,500	256,200	296,000	322,200	359,800	415,300
	46	235,000	257,200	297,400	323,600	360,800	416,400
	47	236,300	258,100	298,900	325,000	362,300	417,500
	48	237,600	259,100	300,500	326,500	363,600	418,700

	49	238,600	260,100	301,600	327,600	365,000	420,000
	50	239,700	261,200	302,900	329,000	366,500	421,100
	51	240,700	262,400	304,100	330,300	367,800	422,400
	52	241,800	263,600	305,500	331,600	369,200	423,500
	53	242,700	264,700	306,900	333,100	370,700	424,700
	54	243,800	266,300	308,200	334,500	371,900	425,700
	55	244,900	267,700	309,600	335,900	373,000	426,800
	56	245,900	269,100	311,100	337,200	374,200	427,900
	57	246,600	270,600	311,900	338,100	375,300	429,000
	58	247,600	272,200	313,100	339,400	376,200	429,500
	59	248,300	273,700	314,300	340,600	377,300	430,100
	60	249,300	275,200	315,700	341,900	378,300	430,500
	61	250,200	276,600	316,800	343,000	378,900	431,100
	62	251,200	278,200	318,100	344,000	379,700	431,600
	63	252,000	279,700	319,400	345,200	380,500	432,000
	64	253,000	281,000	320,600	346,500	381,300	432,500
	65	253,900	282,400	322,000	347,600	382,000	433,200
	66	254,800	283,900	323,300	348,800	382,700	433,600
	67	256,000	285,400	324,600	350,000	383,500	433,900
	68	256,900	286,900	325,900	351,100	384,200	434,200
	69	257,700	288,100	326,600	352,100	384,800	434,600
	70	258,800	289,600	327,700	353,100	385,400	
	71	259,900	291,100	328,800	354,200	386,100	
	72	261,000	292,500	329,700	355,400	386,700	
	73	262,400	293,500	331,000	356,200	387,400	
	74	263,700	294,900	331,700	357,300	387,900	
	75	265,000	296,100	332,900	358,400	388,600	
	76	266,300	297,400	334,100	359,500	389,100	
	77	267,300	298,900	335,200	360,200	389,500	
	78	268,400	300,200	336,400	361,000	390,100	
	79	269,700	301,400	337,500	361,800	390,600	
	80	270,900	302,700	338,700	362,500	390,900	
	81	271,800	303,200	339,800	363,100	391,200	
	82	272,800	304,400	340,900	363,600	391,700	
再任用職員以外の職員	83	273,900	305,500	341,900	364,200	392,100	
	84	275,000	306,700	343,000	364,700	392,400	
	85	275,800	307,800	344,000	365,300	392,700	
	86	276,800	309,000	345,000	365,900	393,200	
	87	277,900	310,300	345,900	366,500	393,700	
	88	279,000	311,400	346,900	367,000	394,100	
	89	279,800	312,700	347,900	367,400	394,400	
	90	280,700	313,900	348,700	367,800	394,800	
	91	281,500	315,100	349,500	368,400	395,300	
	92	282,500	316,300	350,300	368,900	395,700	
	93	283,400	317,100	350,900	369,200	396,100	
	94	284,400	317,800	351,500	369,700	396,500	
	95	285,300	318,500	352,200	370,100	397,000	
	96	286,300	319,100	352,800	370,400	397,400	
	97	286,900	319,800	353,200	371,000	397,800	
	98	287,800	320,100	353,600	371,500	398,200	
	99	288,400	320,800	354,100	372,000	398,700	
	100	289,300	321,500	354,600	372,500	399,100	

101	290,100	321,900	355,100	373,100	399,600
102	290,900	322,500	355,500	373,600	400,000
103	291,700	323,100	356,000	374,100	400,500
104	292,500	323,700	356,400	374,500	400,900
105	293,200	324,100	356,700	375,100	401,300
106	293,700	324,600	357,200	375,600	
107	294,200	325,100	357,600	376,100	
108	294,700	325,600	357,900	376,600	
109	294,900	326,000	358,400	377,300	
110	295,200	326,400	358,900	377,700	
111	295,400	326,700	359,400	378,200	
112	295,800	327,000	359,900	378,700	
113	296,100	327,400	360,400	379,300	
114	296,300	327,800	360,900		
115	296,700	328,200	361,400		
116	297,000	328,500	361,800		
117	297,300	328,700	362,200		
118	297,600	329,000	362,600		
119	297,900	329,400	363,100		
120	298,400	329,600	363,600		
121	298,700	329,800	364,000		
122	299,100	330,100	364,500		
123	299,400	330,400	365,000		
124	299,800	330,700	365,500		
125	300,000	330,900	365,900		
126	300,200	331,200			
127	300,500	331,600			
128	300,900	331,800			
129	301,100	332,100			
130	301,400	332,300			
131	301,800	332,700			
132	302,200	332,900			
133	302,400	333,200			
134	302,700	333,600			
135	303,100	334,000			
136	303,400	334,400			
137	303,600	334,700			
138	303,900	335,100			
139	304,300	335,500			
140	304,600	335,900			
141	304,800	336,200			
142	305,200	336,600			
143	305,600	336,900			
144	305,900	337,300			
145	306,100	337,600			
146	306,300	338,000			
147	306,600	338,400			
148	307,000	338,800			
149	307,200	339,100			
150	307,400	339,500			
151	307,700	339,900			
152	308,000	340,300			

	153	308,400	340,600				
	154	308,600					
	155	308,800					
	156	309,100					
	157	309,400					
	158	309,800					
	159	310,100					
	160	310,400					
	161	310,800					
	162	311,100					
	163	311,400					
	164	311,700					
	165	312,100					
	166	312,400					
	167	312,700					
	168	313,000					
	169	313,400					
再任用職員		237,200	257,700	265,000	275,200	291,700	329,100

別記第1備考

各給料表の備考は、現行どおりとする。

別記第2

第5条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	400,000
2	460,000
3	521,000
4	601,000
5	699,000
6	798,000

第5条第2項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	333,000
2	369,000
3	398,000

別記第3

号 給	給 料 月 額
	円
1	377,000
2	426,000
3	476,000
4	538,000
5	613,000
6	716,000
7	837,000